

滋賀県流域治水の推進に関する条例
（平成 26 年条例第 55 号）の解説
〔令和 5 年改訂版〕

滋賀県土木交通部
流域政策局流域治水政策室

令和 5 年 3 月 31 日

滋賀県流域治水の推進に関する条例の解説 目次

前文	1
第1章 総則	2
第1条(目的)	2
第2条(定義)	9
第3条(基本理念)	16
第4条(県の責務)	19
第5条(県民の責務)	20
第6条(事業者の責務)	21
第2章 想定浸水深の設定等	22
第7条(基礎調査)	22
第8条(想定浸水深の設定等)	23
第3章 河川における氾濫防止対策	27
第9条	27
第4章 集水地域における雨水貯留浸透対策	29
第10条(森林または農地の雨水貯留浸透機能の確保)	29
第11条(公園等の雨水貯留浸透機能の確保)	32
第5章 氾濫原における建築物の建築の制限等	34
第12条(定義)	34
第13条(浸水警戒区域の指定等)	35
第14条(浸水警戒区域における建築物の建築の制限)	43
第15条(許可の基準)	51
第16条(許可の条件等)	56
第17条(変更の許可等)	58
第18条(許可の取消し等)	60
第19条(工程調査等)	61
第20条(工事廃止届)	63
第21条(報告の徴収)	64
第22条(立入検査)	65
第23条(身分証明書の提示等)	66
第24条(区域区分に関する都市計画の決定または変更)	67
第25条(盛土構造物の設置等に対する配慮等)	72
第6章 浸水に備えるための対策	74
第26条(避難に必要な情報の伝達体制の整備等)	74
第27条(市町への必要な支援)	75

第 28 条(浸水時における避難等)	76
第 29 条(宅地または建物の売買等における情報提供)	77
第 30 条(調査研究の推進等)	80
第 31 条(教育、訓練等)	81
第 32 条(浸水被害の回避または軽減に関する学習等)	82
第 33 条(水害に強い地域づくり協議会)	83
第 34 条(県民相互の連携等)	85
第7章 滋賀県流域治水推進審議会	86
第 35 条(滋賀県流域治水推進審議会)	86
第 36 条(審議会の組織等)	87
第8章 雑則	89
第 37 条(財政上の措置)	89
第 38 条(施策の実施状況の報告)	90
第 39 条(市町条例との関係)	91
第 40 条(規則への委任)	92
第9章 罰則	93
第 41 条・第 42 条(罰則)	93
第 43 条(過料)	95
付則	96
付則第 1 項・第 2 項・第 3 項	96

前文

滋賀県の河川は、琵琶湖を取り巻く四方の山々から流れ出て、網の目のように湖国全体を覆い、大地を潤し、多様な生物を育みながら、私たちの暮らしや産業を支えてきた。その一方で、時として大雨による洪水氾濫で県民を苦しめてきた。

先人たちは、水を巧みに利用しながら、水源となる森林を守り、平野部では堤防を築き、河畔林をつくり育て、地域の水防組織を強化し、生命と財産を守り続けてきた。

近年、滋賀県を含む全国各地で大雨や集中豪雨が頻発し、甚大な被害が発生している。また、都市化の進展とともに県民と河川との関わりが希薄になったこと等により、県民の水害への関心や危機意識が低下し、これまで地域社会で育まれてきた水害から生命と財産を守るための仕組みが次第に失われていくことが危惧されている。

こうした状況を踏まえ、水害から県民の生命と財産を守るためには、まず、河川の計画的な整備を着実に進めることが何より重要である。それに加えて、多くの県民が暮らしている氾濫原の潜在的な危険性を明らかにし、県民とその危険性の認識を共有することが必要である。

そのうえで、河川等の流水を流下させる能力を超える洪水にあっても県民の生命を守り、甚大な被害を回避するためには、「川の中」で水を安全に「ながす」基幹的対策に加え、「川の外」での対策、すなわち、雨水を「ためる」対策、被害を最小限に「とどめる」対策、水害に「そなえる」対策を組み合わせた「滋賀の流域治水」を実践することが重要である。

私たちは、全ての者が「滋賀の流域治水」を実践し、将来にわたって安心して暮らすことができるよう、自助・共助・公助を基本として水害に強い地域づくりを目指すことを決意し、ここに滋賀県流域治水の推進に関する条例を制定する。

【趣旨】

前文として、①本条例を制定する背景 ②流域治水を推進する意義 ③条例を制定する目的 を明記したものです。

第1章 総則

第1条（目的）

（目的）

第1条 この条例は、流域治水に関し、基本理念を定め、県、県民および事業者の責務を明らかにするとともに、県が行う施策の基本となる事項等を定めることにより、流域治水を総合的に推進し、もって浸水被害から県民の生命、身体および財産を保護し、将来にわたって安心して暮らすことができる安全な地域の実現に資することを目的とする。

【趣旨】

第1条は、本条例自体の目的を明らかにするものであり、条例によって推進する施策等によって達成しようとする目的を示しています。各条項の解釈・運用にあたっては、第1条の目的に照らして判断を行わなければなりません。

本条例の目的は、1点目に、流域治水に関する基本理念を定め、県、県民および事業者の責務を明らかにするとともに、県が行う施策の基本となる事項等を定めることにより、流域治水を総合的に推進することです。

本条例で定める事項は以下の内容となります。

- ① 流域治水の基本理念（第1章 第3条）
- ② 県、県民および事業者の責務（第1章 第4条～第6条）
- ③ 想定浸水深の設定等（第2章）
- ④ 具体的な施策（第3章～第7章）

第3章 河川における氾濫防止対策

第4章 集水地域における雨水貯留対策

第5章 氾濫原における建築物の建築の制限等

第6章 浸水に備えるための対策

第7章 滋賀県流域治水推進審議会

2点目には、これらの施策によって、浸水被害から県民の生命、身体および財産を保護し、将来にわたって安心して暮らせる安全な地域の実現に資することとしています。

【解説】

本条例と既存の法律との関係

本条例と既存の法律との関係のイメージは次図のようになります。

<流域治水条例と法律との関係のイメージ>



上記の図は、土台となる既存の法令のうち、「地先の安全度」（住民が住んでいる場所の浸水深など水害リスク）を基礎資料とすることにより、よりよく運用できる部分、より強調すべき部分を切り出し、流域治水条例にまとめたことを表現しています。

流域治水条例は、新たに明らかになった「地先の安全度」に対応するため、それぞれの法令で定められている施策を、住民目線でわかりやすく、運用しやすいように総合政策の仕組みとして一つの条例の中で関連づけ、施策を総合的に推進するものです。

ながす対策

ながす対策に関する施策としては、従前より、河川法第 16 条の 2 に規定する河川整備計画に基づく河川整備を計画的に実施しています。

本条例では、河川の管理者である知事が、河川法に基づき河川整備を実施するに当たっての基本的なスタンスを明記しています。

ためる対策

ためる対策に関する施策としては、都市計画法第 29 条の規定による開発許可に際し、開発行為に伴う調整池の設置の指導を行っています。

本条例では、これとは別に行うためる対策のメニューとして、森林・農地・公園等の雨水貯留浸透機能の確保を規定しています。

とどめる対策

とどめる対策に関する施策としては、建築基準法第 39 条に災害危険区域制度が規定されており、昭和 34 年建設省建設事務次官通達（現在は技術的助言）により水害による生命の危険が著しい区域における同制度の活用が示されています。また、土地利用については昭和 45 年建設省都市局長・河川局長通達（現在は技術的助言）により市街化区域を定める場合に水害リスクが高い土地を含めないことが示されています。

本条例では、これらの技術的助言の考え方を踏まえ、安全な住まい方については「地先の安全度」による出水に関する災害危険区域制度を具体化（第12条～第23条参照）し、土地利用については市街化区域を定める場合の「地先の安全度」に関する基準を定めています（第24条参照）。

そなえる対策

そなえる対策に関する施策としては、水防法第3条の6・第14条・第15条に、水防管理団体が行う水防が十分に行われるように確保すべき責任（県）・浸水想定区域の指定（県）・周知の措置（市町）が規定されています。

本条例では、県の水防法上の責務を具体化し、水防法の浸水想定区域を超える水害リスク情報の提供、防災・減災対策の明確化・体系化を規定することにより、水防法の規定を補完しています。

【条例施行規則】

（趣旨）

第1条 この規則は、滋賀県流域治水の推進に関する条例（平成26年滋賀県条例第55号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

【関係法令】

河川法（昭和39年法律第167号）

（河川整備計画）

第16条の2 河川管理者は、河川整備基本方針に沿って計画的に河川の整備を実施すべき区間について、当該河川の整備に関する計画（以下「河川整備計画」という。）を定めておかなければならない。

2～7 略

都市計画法（昭和43年法律第100号）

（開発行為の許可）

第29条 都市計画区域又は準都市計画区域内において開発行為をしようとする者は、あらかじめ、国土交通省令で定めるところにより、都道府県知事（地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市、同法第252条の22第1項の中核市（以下「指定都市等」という。）の区域内にあつては、当該指定都市等の長。以下この節において同じ。）の許可を受けなければならない。ただし、次に掲げる開発行為については、この限りでない。

- (1) 市街化区域、区域区分が定められていない都市計画区域又は準都市計画区域内において行う開発行為で、その規模が、それぞれの区域の区分に応じて政令で定める規模未満であるもの
- (2) 市街化調整区域、区域区分が定められていない都市計画区域又は準都市計画区域内において行う開発行為で、農業、林業若しくは漁業の用に供する政令で定める建築物又はこれらの業務を営む者の居住の用に供する建築物の建築の用に供する目的で行うもの
- (3)～(11) 略

2～3 略

(開発許可の基準)

第 33 条 都道府県知事は、開発許可の申請があつた場合において、当該申請に係る開発行為が、次に掲げる基準（第 4 項及び第 5 項の条例が定められているときは、当該条例で定める制限を含む。）に適合しており、かつ、その申請の手続がこの法律又はこの法律に基づく命令の規定に違反していないと認めるときは、開発許可をしなければならない。

(1)～(2) 略

(3) 排水路その他の排水施設が、次に掲げる事項を勘案して、開発区域内の下水道法（昭和 33 年法律第 79 号）第 2 条第 1 号 に規定する下水を有効に排出するとともに、その排出によつて開発区域及びその周辺の地域に溢水等による被害が生じないような構造及び能力で適当に配置されるように設計が定められていること。この場合において、当該排水施設に関する都市計画が定められているときは、設計がこれに適合していること。

イ 当該地域における降水量

ロ 前号イからニまでに掲げる事項及び放流先の状況

(4)以下 略

建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）

(災害危険区域)

第 39 条 地方公共団体は、条例で、津波、高潮、出水等による危険の著しい区域を災害危険区域として指定することができる。

2 災害危険区域内における住居の用に供する建築物の建築の禁止その他建築物の建築に関する制限で災害防止上必要なものは、前項の条例で定める。

（市町村の水防責任）

第3条 市町村は、その区域における水防を十分に果すべき責任を有する。ただし、水防事務組合が水防を行う区域及び水害予防組合の区域については、この限りでない。

（都道府県の水防責任）

第3条の6 都道府県は、その区域における水防管理団体が行う水防が十分に行われるように確保すべき責任を有する。

（洪水浸水想定区域）

第14条 国土交通大臣は、次に掲げる河川について、洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保し、又は浸水を防止することにより、水災による被害の軽減を図るため、国土交通省令で定めるところにより、想定最大規模降雨（想定し得る最大規模の降雨であつて国土交通大臣が定める基準に該当するものをいう。以下同じ。）により当該河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域を洪水浸水想定区域として指定するものとする。

- (1) 第10条第2項又は第13条第1項の規定により指定した河川
- (2) 特定都市河川浸水被害対策法（平成15年法律第77号）第3条第1項の規定により指定した河川
- (3) 前2号に掲げるもののほか、河川法第9条第2項に規定する指定区間外の一級河川のうち洪水による災害の発生を警戒すべきものとして国土交通省令で定める基準に該当するもの

2 都道府県知事は、次に掲げる河川について、洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保し、又は浸水を防止することにより、水災による被害の軽減を図るため、国土交通省令で定めるところにより、想定最大規模降雨により当該河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域を洪水浸水想定区域として指定するものとする。

- (1) 第11条第1項又は第13条第2項の規定により指定した河川
- (2) 特定都市河川浸水被害対策法第3条第4項から第6項までの規定により指定した河川
- (3) 前2号に掲げるもののほか、河川法第9条第2項に規定する指定区間内の一級河川又は同法第5条第1項に規定する二級河川のうち洪水による災害の発生を警戒すべきものとして国土交通省令で定める基準に該当するもの

3～5 略

（雨水出水浸水想定区域）

第14条の2 都道府県知事は、当該都道府県が管理する次に掲げる排水施設について、雨水出水時の円滑かつ迅速な避難を確保し、又は浸水を防止することにより、水災による被害の軽減を図るため、国土交通省令で定めるところにより、想定最大規模降雨により当該排水施設に雨水を排除できなくなつた場合又は当該排水施設（第1号に掲

げる排水施設にあつては、第13条の2第1項の規定による指定に係るポンプ施設又は貯留施設に接続する排水施設を含む。)から河川その他の公共の水域若しくは海域に雨水を排除できなくなつた場合に浸水が想定される区域を雨水出水浸水想定区域として指定するものとする。

- (1) 第13条の2第1項の規定による指定に係る排水施設
- (2) 下水道法第25条の2に規定する浸水被害対策区域内に存する公共下水道等の排水施設
- (3) 特定都市河川浸水被害対策法第3条第3項の規定により指定され、又は同条第4項、同条第5項において準用する同条第3項若しくは同条第6項の規定により指定した特定都市河川流域内に存する公共下水道等の排水施設
- (4) 前3号に掲げるもののほか、雨水出水による災害の発生を警戒すべきものとして国土交通省令で定める基準に該当する公共下水道等の排水施設

2 市町村長は、当該市町村が管理する次に掲げる排水施設について、雨水出水時の円滑かつ迅速な避難を確保し、又は浸水を防止することにより、水災による被害の軽減を図るため、国土交通省令で定めるところにより、想定最大規模降雨により当該排水施設に雨水を排除できなくなつた場合又は当該排水施設(第1号に掲げる排水施設にあつては、第13条の2第2項の規定による指定に係るポンプ施設又は貯留施設に接続する排水施設を含む。)から河川その他の公共の水域若しくは海域に雨水を排除できなくなつた場合に浸水が想定される区域を雨水出水浸水想定区域として指定するものとする。

- (1) 第13条の2第2項の規定による指定に係る排水施設
- (2) 下水道法第25条の2に規定する浸水被害対策区域内に存する公共下水道等の排水施設
- (3) 特定都市河川浸水被害対策法第3条第3項(同条第5項において準用する場合を含む。)及び第4項から第6項までの規定により指定された特定都市河川流域内に存する公共下水道等の排水施設
- (4) 前3号に掲げるもののほか、雨水出水による災害の発生を警戒すべきものとして国土交通省令で定める基準に該当する公共下水道等の排水施設

3～5 略

(浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止のための措置)

第15条 市町村防災会議(災害対策基本法第16条第1項に規定する市町村防災会議をいい、これを設置しない市町村にあつては、当該市町村の長とする。次項において同じ。)は、第14条第1項若しくは第2項の規定による洪水浸水想定区域の指定、第14条の2第1項若しくは第2項の規定による雨水出水浸水想定区域の指定又は前条第1項の規定による高潮浸水想定区域の指定があつたときは、市町村地域防災計画(同法第42条第1項に規定する市町村地域防災計画をいう。以下同じ。)において、少なく

とも当該洪水浸水想定区域、雨水出水浸水想定区域又は高潮浸水想定区域ごとに、次に掲げる事項について定めるものとする。ただし、第4号ハに掲げる施設について同号に掲げる事項を定めるのは、当該施設の所有者又は管理者からの申出があつた場合に限る。

(1)～(5) 略

2 略

3 浸水想定区域をその区域に含む市町村の長は、国土交通省令で定めるところにより、市町村地域防災計画において定められた第1項各号に掲げる事項を住民、滞在者その他の者（第15条の11において「住民等」という。）に周知させるため、これらの事項（次の各号に掲げる区域をその区域に含む市町村にあつては、それぞれ当該各号に定める事項を含む。）を記載した印刷物の配布その他の必要な措置を講じなければならない。

(1)～(2) 略

第2条（定義）

（定義）

第2条 この条例において「浸水被害」とは、洪水による浸水または一時的に大量の降雨が生じた場合において下水道、農業用排水路その他の排水施設もしくは河川その他の公共の水域に当該雨水を排水できないことによる浸水により、県民の生命、身体または財産に生ずる被害をいう。

2 この条例において「流域治水」とは、浸水被害を回避し、または軽減するため、次に掲げる対策を組み合わせることをいう。

(1) 洪水による河川等（河川および下水道、農業用排水路その他の排水施設をいう。以下同じ。）の氾濫を防ぐため、河川の整備を行うこと。

(2) 河川等への急激な雨水の流入を緩和するため、河川等に係る集水地域において雨水を貯留し、または地下に浸透させること。

(3) 氾濫原（浸水被害が生じるおそれのある区域をいう。以下同じ。）において浸水被害の発生のおそれを考慮した建築物の建築等の制限、都市計画法（昭和43年法律第100号）第7条第1項に規定する区域区分の決定等を行うこと。

(4) 県、市町、県民その他の関係者が連携して、避難に必要な情報の伝達体制の整備、地域における浸水被害の回避または軽減に関する必要な対策の検討等を行うこと。

3 この条例において「想定浸水深」とは、一定の期間につき1回の割合で発生するものと予想される降雨が生じた場合において、洪水または下水道、農業用排水路その他の排水施設もしくは河川その他の公共の水域に当該雨水を排水できないことにより氾濫原が浸水したときに想定される水深をいう。

【趣旨】

第2条は、この条例に用いられている用語の定義を規定しています。

第2条第1項

条文上の「浸水被害」の「浸水」とは、①大河川が洪水で溢れた場合に起こる浸水、いわゆる「外水氾濫」（条文上は「洪水による浸水」と）と、②降雨があった場合にその雨水を排水路で流し切れないことにより発生する浸水、いわゆる「内水氾濫」（条文上は「一時的に大量の降雨が生じた場合において下水道、農業用排水路その他の排水施設もしくは河川その他の公共の水域に当該雨水を排水できないことによる浸水」）に大別されます。

第1項は、本県の流域治水政策の特徴である「一級河川からの外水氾濫だけではなく、小さな河川や身近な水路が溢れた場合の内水氾濫についても想定した上で、総合的

な対策に役立てて行く」という観点から、これら両方の氾濫による浸水によって生じる県民の生命、身体または財産に対する被害を「浸水被害」として定義するものです。

第2条第2項

本条例において推進する「流域治水」を定義するものです。

本県における「流域治水」とは、一定規模までの洪水に対しては、河川等の整備（「ながす」対策）を行い、洪水を安全に流下させ、県民の生命、身体および財産への被害を防止するものですが、施設の整備目標を超える洪水に対しては、「ためる」「とどめる」「そなえる」対策を総合的に講じることにより、浸水被害の回避・軽減を図ることとしています。

第2条第2項第1号

第2条第2項第1号は、「ながす」対策です。

河川等の氾濫を防ぎ、浸水被害を回避・軽減するために河川の整備を行うものです。（条例第3章）

「河川等」

本条例では、次に掲げる雨水等を排水する機能を有する施設のことをいいます。

① 「河川」

河川とは、河川法第3条第1項に規定する河川（一級河川、二級河川およびこれらの河川に係る河川管理施設を含む。）、準用河川および普通河川をいいます。

- 一級河川：一級水系に係わる河川で、国土交通大臣が指定した河川です。
- 二級河川：二級水系に係わる河川で、都道府県知事が指定した河川です。なお、本県に存する河川はすべて一級水系であることから、本県には二級河川はありません。
- 準用河川：河川法の規定の一部を準用し、市町村長が管理する河川です。
- 普通河川：一級河川、二級河川、準用河川以外の小河川のことです。

② 「下水道」

下水道法第2条第2号に規定する下水道をいいます。なお、下水道には、(ア)汚水を排除するためのもの、(イ)雨水を排除するためのもの、(ウ)汚水および雨水を排除するためのものがありますが、本条例は、降雨に起因する浸水被害を回避し、または軽減することを目的としていることから、(イ)および(ウ)を対象としています。

③ 「農業用排水路」

土地改良法第2条第2項第1号に規定する農業用排水施設のほか、農地等から雨水等を排水する機能を有する施設をいいます。

④ 「その他の排水施設」

上記以外の、雨水等を排水する機能を有する施設をいいます。

「洪水」

洪水とは、降雨により川の水量が普段より著しく増えた状態をいいます。

「氾濫」

氾濫とは、降雨により住宅地や農地などに水があふれることをいいます。川から水があふれることを「外水氾濫」といいます。川から水があふれるのではなく、水路や農業用排水路による排水が追い付かず、住宅地や農地等に降った雨がそのままたまってあふれることを「内水氾濫」といいます。

第2条第2項第2号

第2条第2項第2号は、「ためる」対策（流域貯留対策）です。

河川等への雨水の急激な流入を緩和するための対策であり、具体的には、雨水の貯留、雨水の地下浸透、森林・水田の保全による貯留機能の維持等の対策が該当します。（条例第4章）

第2条第2項第3号

第2条第2項第3号は、「とどめる」対策（氾濫原減災対策）です。

氾濫原（浸水被害が生じるおそれがある区域）において、水害リスクを考慮した建築物の建築や土地利用を行うものです。（条例第5章）

第2条第2項第4号

第2条第2項第4号は、「そなえる」対策（地域防災力向上対策）です。

県、市町、県民等が連携して、浸水被害の回避または軽減に関する取り組みを行うものです。（条例第6章）

第2条第3項

流域治水政策を推進する水害リスクの基礎情報である想定浸水深（地先の安全度）を定義するものです。

【解説】

第2条第3項

水防法の規定

水防法第14条では、国土交通大臣または知事は、洪水予報河川および水位周知河川について、これらの河川が当該河川の洪水防御に関する計画の基本となる降雨（いわゆる計画降雨）と想定し得る最大規模の降雨（いわゆる想定最大規模降雨）により氾濫した場合に浸水が想定される区域を洪水浸水想定区域として指定するものとされています。

（下表参照）

また、令和3年5月の水防法改正により、周辺に住宅等の防護対象のあるすべての一級河川についても、想定し得る最大規模の降雨（いわゆる想定最大規模降雨）により氾濫した場合に浸水が想定される区域を洪水浸水想定区域として指定するものとされました。その上で、水防法第15条第1項では、市町村長は、地域防災計画において、少なくとも洪水浸水想定区域ごとに、円滑かつ迅速な避難を確保するために必要な事項を定めることとされています。

＜水防法に規定する洪水浸水想定区域の指定者＞

	対象河川[滋賀県内での河川数]	洪水浸水想定区域の指定者（水防法第14条）
洪水予報河川	流域面積が大きい河川で洪水により国民経済上重大な損害を生ずるおそれがあるものとして国土交通大臣が指定した河川（水防法第10条）[2河川]	国土交通大臣
	流域面積が大きい河川で洪水により相当な損害を生ずるおそれがあるものとして知事が指定した河川（水防法第11条）[6河川]	知事
水位周知河川	一級河川で洪水により国民経済上重大な損害を生ずるおそれがあるものとして国土交通大臣が指定した河川（水防法第10条）[0河川]	国土交通大臣
	一級河川または二級河川で洪水により相当な損害を生ずるおそれがあるものとして知事が指定した河川[10河川]	知事
周辺に住宅等の防護対象のあるすべての一級河川[約440河川]		知事

「地先の安全度」の考え方

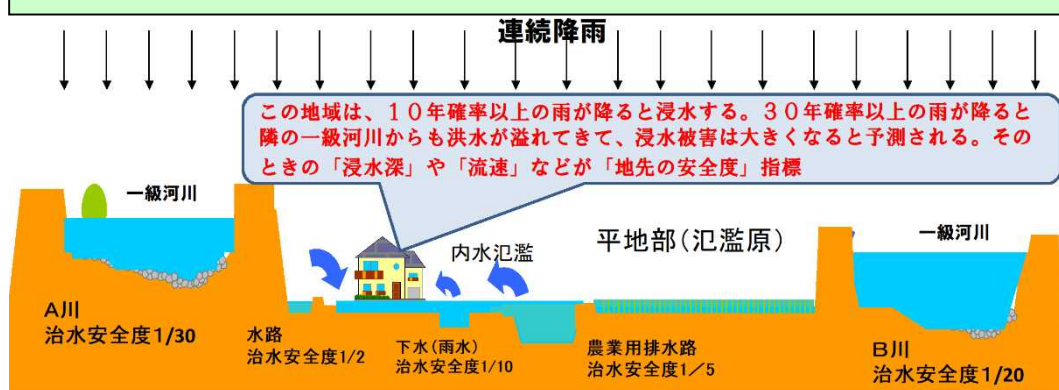
これまで洪水浸水想定区域図は、水防法に基づき国および県で一定規模以上の河川（洪水予報河川、水位周知河川）について作成してきましたが、これらの河川以外の河川が氾濫し、洪水浸水想定区域以外で浸水が発生することもあります。洪水浸水想定区域内であっても、洪水予報河川や水位周知河川からの氾濫によって浸水する前に、大量の降雨によって下水道や水路等があふれ、内水氾濫による浸水が発生することもあります。

水防法による浸水想定は特定の状況における浸水を想定したものであることから、どのような洪水にあっても命を守るためには、水防法による浸水想定（特定の雨による特定の河川からの氾濫を想定）ではカバーしきれない浸水の状況についても予測し、水害リスクを共通の認識とすることが不可欠です。

本県では、大きな河川だけではなく身近な水路の氾濫なども想定した水害リスク情報を「地先の安全度」として整備しました。

<流域治水の基礎情報「地先の安全度」>

県内全域に10年、30年、50年、100年および200年確率の降雨を降らせた洪水氾濫シミュレーションを行い、その解析結果（浸水深、流速など）を「地先の安全度」として名付け、対策の指標とした。



より実現に近い予測であり、川の中の対策に加えて、 川の外の対策にも活用可能！

地先の安全度は、水防法に規定する洪水浸水想定区域に用いる浸水想定と比べて、

- 計算の対象としている水路が多い（水防法に定める河川だけでなく、農業用排水路や下水道など、身近な水路まで対象としている）。
- 解析条件としている降雨の幅が広い（計画降雨や想定最大規模降雨に限らず、10年、100年、200年確率のシミュレーション結果を公表。シミュレーションは10年、30年、50年、100年、200年確率を実施）。

という特徴があり、浸水被害を詳細に予測できます。

「地先の安全度」を地図に表現した浸水リスクマップである「地先の安全度マップ」により、比較的頻度の高い降雨が発生した場合から、河川施設の整備水準を超える大規模な降雨が発生した場合までを想定した、県内の各地点における浸水状況を把握することが可能です。

本県では、水防法に規定する洪水浸水想定区域だけではなく、「地先の安全度」に関する情報も活用することにより、様々な規模の降雨があった場合における、河川や水路からの浸水状況を想定することにより、水害への対策を検討することが可能となりました。

<「洪水浸水想定区域図」と「地先の安全度マップ」(最大浸水深図)の違い>

	「洪水浸水想定区域図」	「地先の安全度マップ」 (最大浸水深図)
根拠法令など	水防法	滋賀県流域治水の推進に関する条例
利用目的	住民への河川のリスク情報周知	住民への地先のリスク情報周知
作成時期	計画降雨：平成16年度～令和2年度 想定最大規模降雨： 平成29年度～令和2年度	当初：平成24年度 更新：令和元年度 ※条例第8条第1項に基づき、おおむね5年ごとに想定浸水深を設定
対象河川等	洪水予報河川と水位周知河川(本県は琵琶湖を含む15河川)、周辺に住宅等の防護対象のあるすべての一級河川※(約440河川) ⇒対象河川の氾濫(外水氾濫)だけを考慮 ※「周辺に住宅等の防護対象のあるすべての一級河川」については、河川からの氾濫だけではなく内水氾濫も考慮する予定	県下の主要な一級河川(約240河川)に加え、主要な普通河川、雨水渠および農業用排水路 ⇒河川からの氾濫だけではなく、内水氾濫も考慮
設定外力 (降雨)	計画降雨:当該河川の洪水防御に関する計画の基本となる降雨を想定 確率規模 1/100 (一部 1/50) ※河川整備の将来目標と同じ 想定最大規模降雨:想定し得る最大規模の降雨 確率規模 1/1,000 以上 ※「周辺に住宅等の防護対象のあるすべての一級河川」については想定最大規模降雨のみ作成	「比較的頻繁に想定される大雨(1/10)」から「計画規模を超える(一級河川整備の将来目標を超える)確率規模(1/100, 1/200)」を想定 確率規模 1/10, 1/100, 1/200 ※彦根地方気象台の観測データから、県内一律に評価する降雨波形(滋賀県雨量強度式による降雨波形)を独自に設定
氾濫・破堤	河川だけに降雨があった場合の、単一河川からの氾濫(堤防の破堤を含む)を表現 ※「周辺に住宅等の防護対象のあるすべての一級河川」の表現については「地先の安全度マップ」と同じ方法を予定	県全域に一律に降雨があった場合の、複数の河川からの氾濫(堤防の破堤を含む)を表現
地形の精度	25m×25mの平均地盤高	50m×50mの平均地盤高
表示情報	<ul style="list-style-type: none"> ・浸水想定区域 ・浸水継続時間 ・家屋倒壊等氾濫想定区域(氾濫流) ・家屋倒壊等氾濫想定区域(河岸浸食) 	<ul style="list-style-type: none"> ・最大浸水深図(1/10, 1/100, 1/200) ・最大流体力図(1/200) ※流体力(=浸水深×氾濫水の平均流速の2乗)とは、水の流れの勢いを表現する指標です。 <ul style="list-style-type: none"> ・被害発生確率図(1/10, 1/30, 1/50, 1/100, 1/200) 床上浸水…浸水深0.5m以上 家屋水没…浸水深3m以上 家屋流失…流体力2.5m³/s²以上 ・特に安全な住まい方が必要なエリア(浸水)(1/200)…浸水深3m以上

「地先の安全度」は、本条例では、「想定浸水深」の用語で表現しています。「一定の期間につき1回の割合で発生するものと予想される降雨」は、具体的には、10年に1回程度想定される比較的頻繁に発生する大雨から、200年に1回程度想定される最大クラスの大雨までを想定しています。それぞれの降雨が生じた場合、各地点がどのように浸水するかをシミュレーションし、その結果、各地点において想定される浸水の深さを「想定浸水深」として定義しています。

なお、「滋賀県流域治水基本方針」においては、「地先の安全度」の概念には「浸水深」（浸水の深さ）と「流体力」（水の流れが引き起こす力）が含まれることとしていました。しかし、現時点では流体力が建築物に対する作用や破堤点の特定などについて科学的知見が十分ではないために、本条例においては「流体力」は建築制限を行う浸水警戒区域の指定基準とはしないこととしたことから、条例では、「想定浸水深」には、「流体力」の概念は含まず、「浸水深」によるものと定義しています。（第13条の〈浸水警戒区域候補地の水害リスクの程度〉の説明文もご参照ください。）

〈想定浸水深の概念図〉

1/10 未満	発生確率 (年あたり)				左図は、当該地点に一般家屋がある場合に、 ① 家屋水没が 200年に1度程度、 ② 床上浸水が 50年に1度程度、 ③ 床下浸水が 10年に1度程度、 の確率で発生することを意味しています。
1/10 (0.100)		③			
1/30 (0.033)					
1/50 (0.020)			②		
1/100 (0.010)					
1/200 (0.005)				①	
1/200 超過					
被害の程度					
想定浸水深					
無被害	床下浸水	床上浸水	家屋水没		
$h < 0.1m$	$0.1m < h < 0.5m$	$0.5m \leq h < 3.0m$	$h \geq 3m$		

次項以降、本解説においては、「流体力」の概念は含まない条例上の概念については「想定浸水深」と、流体力を含む概念については「地先の安全度」として表現します。

【条例施行規則】

(定義)

第2条 この規則において使用する用語は、建築基準法（昭和25年法律第201号）、建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）および条例において使用する用語の例による。

第3条（基本理念）

（基本理念）

第3条 流域治水は、浸水が発生した場合における県民の生命に対する被害を回避することが特に重要であるとの認識の下に推進されなければならない。

2 流域治水は、河川の整備が洪水による河川等の氾濫を防ぐための基幹的な対策であることに鑑み、河川を管理する者の責務にのっとり、河川の整備を計画的かつ効果的に実施することを旨として推進されなければならない。

3 流域治水は、河川の流水を流下させる能力を超える洪水が発生するおそれがあることに鑑み、河川の整備に加えて、他の対策を実施することにより、浸水被害を回避し、および軽減することを旨として推進されなければならない。

4 流域治水は、その施策が総合的に実施されるとともに、その効果が最大限に発揮されるよう、地域の特性に応じて推進されなければならない。

5 流域治水は、県、市町、県民その他の関係者相互間において情報が共有されることを通じて、これらの者の相互の連携および協働の下に、着実に推進されなければならない。

【趣旨】

本条は、流域治水の基本理念を規定するものです。

第3条第1項

洪水による災害の発生を防止するために、河川整備を推進していますが、整備途上や、一定水準での施設整備が完成した場合でも、その整備水準を超える洪水が発生することは否定できません。そして、浸水が発生した場合には、県民の生命・財産に著しい被害を生じるおそれがあります。

このことから、流域治水においては、いかなる浸水が発生した場合でも、人命を守ることが特に重要であることを規定したものです。

このことは、災害が発生した場合においても被害を最小限に抑えるという「減災」の考え方に通じるものです。

第3条第2項

河川等の氾濫を防ぐためには、河川の整備が基幹的な対策となります。このことに鑑み、流域治水においては、河川を管理する者の責務にのっとり、河川の整備を計画的かつ効果的に実施することを旨として推進されなければならないことを規定したものです。

第3条第3項

河川の整備（「ながす」対策）は、計画的かつ効果的に実施していきますが、河川の整備は長期間にわたるものであり、また、整備途上や、一定規模での施設整備が完了した場合であっても、河川の流下能力を超える洪水が発生するおそれがあります。

このことから、流域治水においては、河川の整備を行うとともに、それに加えて、「ためる」対策・「とどめる」対策・「そなえる」対策が実施されることを旨として推進されなければならないことを規定したものです。

第3条第4項

流域治水は、「ながす」「ためる」「とどめる」「そなえる」のあらゆる対策を総合的に講じることとともに、施策の効果が最大限に発揮されるために、地域の特性に応じて推進されなければならないことを規定したものです。

第3条第5項

流域治水は、県、市町、国、県民その他の関係者相互間において情報が共有されることを通じて、相互の連携および協働の下に推進されなければならないことを規定したものです。

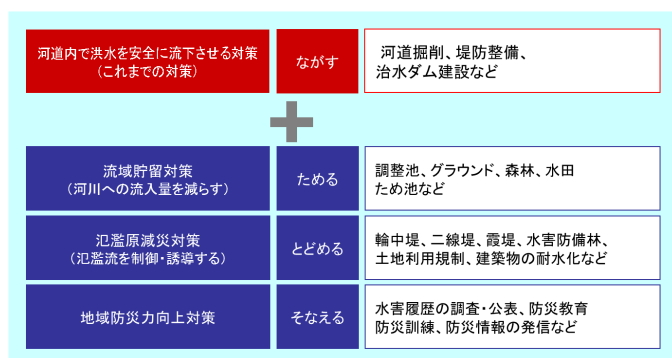
【解説】

滋賀県の流域治水政策の基本的な考え方

滋賀県流域治水基本方針では、「流域治水」を「どのような洪水にあっても、①人命が失われることを避け（最優先）、②生活再建が困難となる被害を避けることを目的として、自助・共助・公助が一体となって、川の中の対策に加えて川の外の対策を、総合的に進めていく治水」と定めています。

＜滋賀県における流域治水の枠組＞

目標	① どのような洪水にあっても、人命が失われることを避ける（最優先） ② 床上浸水などの生活再建が困難となる被害を避ける
手段	川の中の対策（堤外地対策）だけではなく、「ためる」「とどめる」「そなえる」対策（堤内地での対策）を総合的に実施する。



防災に関する国の考え方

東日本大震災を受け、国土交通省では、「災害には上限がない」（「津波防災まちづくりの考え方」）「建造物の防災機能にのみ依存することの限界が改めて認識された。」（「国土交通白書」）との考え方のもと、次の表のとおり、発生頻度と被害の大きさにより災害を「レベル1」と「レベル2」に分類して対応策をとることとしています。

＜「これからの想定津波の考え方」（国土交通白書 2012）＞

	発生頻度	考え方
レベル1	概ね数十年から百数十年に一回程度の頻度で発生する津波	人命保護に加え、住民財産の保護、地域の経済活動の安定化、効率的な生産拠点の確保の観点から、海岸保全施設等を整備
レベル2	概ね数百年から千年に一回程度の頻度で発生し、影響が甚大な最大クラスの津波	住民等の生命を守ることを最優先とし、住民等の避難を軸に、とりうる手段を尽くした総合的な津波対策を確立

ここで、レベル2の災害（数百年から千年に1回程度の頻度で発生する最大クラスの災害）への「考え方」で「とりうる手段を尽くす」としている内容は、住民の避難を軸に、土地利用、避難施設、防災施設などを組み合わせたものです。

また、国土交通大臣の諮問機関である社会資本整備審議会は、次のように、水害についても津波と同様の取り組みをする必要性を指摘しています。

「津波災害に関して打ち立てられた新たな基本理念を踏まえると、河川の管理の主たる対象となる洪水に対する新たな取り組みにあっても、現況の治水安全度や計画規模を上回る洪水への対応について、我が国や世界で生じている洪水・高潮による水害の発生状況を勘案して、さらに具体的な検討に取り組むべき重要性はますます高まっていると考えられる。」（「安全を持続的に確保するための今後の河川管理のあり方について」）

滋賀県の流域治水政策と国の考え方との関係

滋賀県における流域治水の考え方は、前述の国の災害に対する理念（レベル1の災害についてハード整備を中心に対応し、レベル2の災害については避難を軸としてとりうる手段を尽くす）と軌を一にするもので、「地先の安全度マップ」が、地域の特性に応じた具体の検討のために重要なツールになっています。

第4条（県の責務）

（県の責務）

- 第4条 県は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、流域治水に関する施策を総合的に策定し、および実施するものとする。
- 2 県は、流域治水に関する施策の策定および実施に当たり、市町、県民その他の関係者との連携に努めるとともに、市町、県民その他の関係者に対し、必要な情報の提供、助言または支援を行うものとする。
- 3 県は、水防に市町が果たす役割の重要性に鑑み、市町が流域治水に関する施策を策定し、および実施しようとするときは、必要な情報の提供、助言、支援または調整を行うものとする。

【趣旨】

第4条第1項

第1項は、基本理念にのっとり、流域治水に関する施策を総合的に策定し、実施するという県の責務を規定したものです。

第4条第2項

第2項は、市町、国、県民その他の関係者との連携協力を努めるとともに、県民等に対し、必要な情報の提供、助言または支援を行うという県の責務を規定したものです。

第4条第3項

第3項は、流域治水に市町が果たす役割の重要性に鑑み、市町が流域治水に関する施策を策定・実施しようとするときは、必要な情報の提供、助言、支援または調整を行うという県の責務を規定したものです。

第5条（県民の責務）

（県民の責務）

第5条 県民は、基本理念にのっとり、地域の特性および想定浸水深を把握するとともに、これらを勘案して、自らの生命、身体および財産に対する被害を回避し、または軽減するために必要な取組を自主的かつ積極的に行うよう努めなければならない。

2 県民は、県が実施する流域治水に関する施策に協力しなければならない。

【趣旨】

第5条第1項

第1項は、基本理念にのっとり、地域の特性および想定浸水深を把握するとともに、これらを勘案して、自らの生命、身体および財産に対する被害の回避・軽減のために必要な取組を自主的かつ積極的に行うという県民の責務を規定したものです。

第5条第2項

第2項は、県が実施する流域治水に関する施策へ協力するという県民の責務を規定したものです。

【解説】

水害に強い地域づくりを推進するためには県、県民および事業者が協働して一体となって取り組むことが重要であることから、本条および次条では、浸水被害の回避または軽減するために必要な取組に関する県民および事業者の責務を規定したものです。

自助・公助・共助により関係者全員が水害に強い地域づくりの主体であるとの考えのもと、県民も、身近なことから自分たちの地域の水害リスク情報を収集し、知識を得て自ら考え、地域における取組を進めるなど、県民の自主的な活動に期待するとともに、県民の自主的かつ積極的な取組により水害に強い地域づくりを進めようとするものです。

第6条（事業者の責務）

（事業者の責務）

第6条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、地域の特性および想定浸水深を把握するとともに、これらを勘案して、その事業の利用者、従業者等の生命、身体および財産に対する被害を回避し、または軽減するために必要な取組を自主的かつ積極的に行うよう努めなければならない。

2 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、県が実施する流域治水に関する施策に協力しなければならない。

【趣旨】

第6条第1項

第1項は、事業活動を行うに当たって、基本理念にのっとり、地域特性および想定浸水深を把握するとともに、これらを勘案して、事業の用に供する施設の利用者や従業員の生命、身体および財産に対する被害を回避・軽減するために必要な取組を自主的かつ積極的に行うという事業者の責務を規定したものです。

第6条第2項

第2項は、県が実施する流域治水に関する施策に協力するという事業者の責務を規定したものです。

第2章 想定浸水深の設定等

第7条（基礎調査）

（基礎調査）

第7条 知事は、想定浸水深の設定または変更のために必要な基礎調査として、河川等に係る集水地域および氾濫原に関する地形、土地利用の状況その他の事項に関する調査を行うものとする。

2 知事は、前項の調査を行うに当たり必要があると認めるときは、関係市町の長に対し、その管理する河川等に関する情報の提供その他の協力を求めることができる。

【趣旨】

想定浸水深の設定のための基礎調査として、河川の整備状況や地形等について調査を行うとともに、調査において必要があると認めるときには、市町へ情報提供等の協力を求めることについて規定するものです。

【解説】

想定浸水深は、氾濫原の地盤の高さや河川等の形状、雨水渠による排水等、各種地形地物の条件を基に解析を行っていることから、これらの条件設定を行うための基礎調査を行うものです。

なお、市町が所管する雨水渠の整備や開発事業によりこれらの条件に変更が生じることから、関係市町へ情報提供等の協力を求めることとしています。

第8条（想定浸水深の設定等）

（想定浸水深の設定等）

- 第8条 知事は、前条第1項の調査の結果を踏まえ、おおむね5年ごとに想定浸水深を設定するものとする。
- 2 知事は、前項の規定により想定浸水深を設定しようとするときは、あらかじめ、期限を定めて、関係市町の長の意見を聴くものとする。
- 3 知事は、第1項の規定により想定浸水深を設定したときは、速やかに、規則で定めるところにより、これを公表しなければならない。
- 4 前2項の規定は、想定浸水深の変更について準用する。

【趣旨】

第8条第1項

第1項では、基礎調査に基づき、おおむね5年ごとに想定浸水深を設定することを規定しています。「設定」には、おおむね5年ごとに想定浸水深について必要な検証を行い、更新することも含まれます。

第8条第2項・第3項

第2項では市町への意見聴取を定め、第3項では、設定した想定浸水深の公表について規定しています。

想定浸水深は、大規模な降雨時における各地点において想定される浸水深として表示するものであり、想定浸水深を設定した場合には、県は水害リスクに関する基礎情報として公表するものです。

第8条第4項

想定浸水深は第1項の規定によりおおむね5年ごとに更新することとしていますが、その更新とは別に、従来の河川を付け替えて新たな放水路が整備された場合など、想定浸水深を変更する必要があるときは、第4項の規定により変更を行います。

【解説】

想定浸水深については、おおむね5年ごとに見直しを行うこととしていますが、具体的には、開発事業による地盤高の変更、河川改修による流下能力の向上等、浸水深への影響がある行為について、その諸元を収集し、解析モデルを修正するとともに改変された範囲の想定浸水深を更新します。

条例上の「想定浸水深」と「地先の安全度マップ」

条例に基づく「想定浸水深」の公表は、次に掲げるものについて行います。

- ① 10年確率降雨時における最大浸水深
- ② 100年確率降雨時における最大浸水深
- ③ 200年確率降雨時における最大浸水深

また、参考資料として、上記の①～③までのほか、以下に掲げるものについて公表を行っています。

- ④ 床上浸水の年発生確率
- ⑤ 家屋水没の年発生確率
- ⑥ 家屋流失の年発生確率
- ⑦ 200年確率降雨における最大流体力
- ⑧ 200年確率降雨における3m以上浸水するおそれがある区域

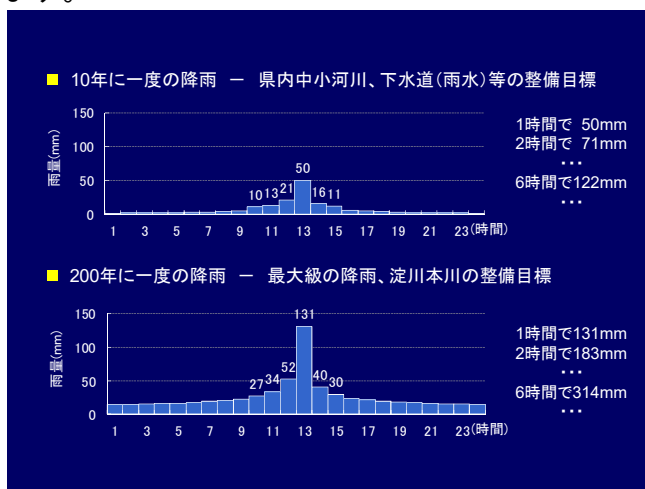
<リスクマトリクスと公表する地先の安全度マップの関係>

1/10 未満	発生確率 (年あたり)					
1/10 (0.100)		①		④	⑤	⑥
1/30 (0.033)						
1/50 (0.020)						
1/100 (0.010)		②				
1/200 (0.005)		③			⑧	⑦
1/200 超過						
被害の程度						
想定浸水深					流体力	
無被害	床下浸水	床上浸水	家屋水没	家屋流失		
$h < 0.1m$	$0.1m < h < 0.5m$	$0.5m \leq h < 3.0m$	$h \geq 3m$	$u^2 h \geq 2.5m^3/s^2$		

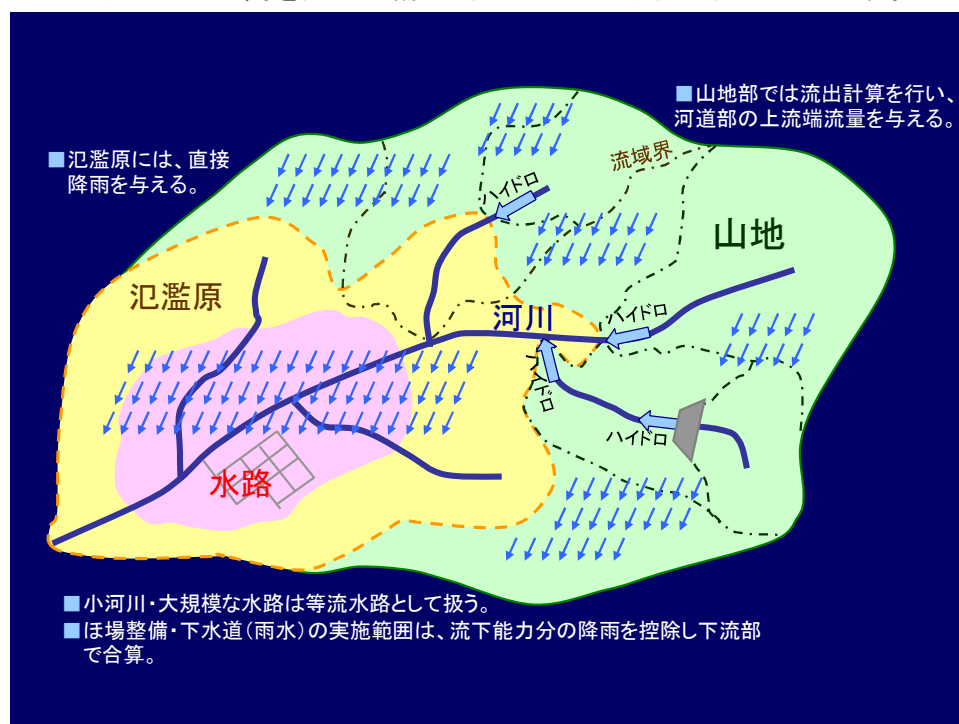
想定浸水深の設定方法

想定浸水深は以下の手順で設定します。

- ① 降雨データの作成：どのような規模の河川や水路にも同等の危険度となるよう、彦根気象台の観測記録から作成した滋賀県降雨強度式を用いて10年、100年、200年の各確率の中央集中型の降雨データを作成します。



- ② 降雨および山地からの流量の算出：①で作成した降雨データを滋賀県全域に降らせ、山地は流出計算（合成合理式）により河川に流入する流量を算出します。
- ③ 想定浸水深の設定：氾濫原に降った雨に河川や水路からの氾濫を考慮し、各地先の浸水深を算出します。浸水深は、氾濫原を50メートル四方（メッシュ）に区分した単位で算出したあと、微細な窪地等の地形条件を反映するため、細かい5mメッシュ地盤高を用いて補正（スムージング処理）しています。



【条例施行規則】

（想定浸水深の公表）

第3条 条例第8条第3項（同条第4項において準用する場合を含む。）の規定による想定浸水深の公表は、次に掲げる想定浸水深について、インターネットの利用その他の適切な方法により行うものとする。

- (1) 10年につき1回の割合で発生するものと予想される降雨が生じた場合における想定浸水深
- (2) 100年につき1回の割合で発生するものと予想される降雨が生じた場合における想定浸水深
- (3) 200年につき1回の割合で発生するものと予想される降雨が生じた場合における想定浸水深

第3章 河川における氾濫防止対策

第9条

第9条 知事は、洪水による河川の氾濫を防ぐため、次に掲げるところにより、その管理する河川の整備を行うものとする。この場合において、知事は、浸水が発生した場合には建築物が浸水し、県民の生命または身体に著しい被害を生ずるおそれがあると認められる土地の区域に係る河川の整備が早期に実施されるよう特に配慮するものとする。

- (1) 県の全域における河川の整備状況の均衡に配慮しつつ、河道の拡幅、堤防の設置、河床の掘削、洪水調節の機能を有する施設（ダム等を含む。）の設置等の対策を、計画的かつ効果的に組み合わせて行うこと。
- (2) 河川の流水を流下させる能力を維持するため、治水上の支障の程度に応じ、河川内の樹木の伐採、堆積した土砂のしゅんせつ、護岸の修繕等を行うこと。
- (3) 堤防が決壊した場合に甚大な浸水被害が想定され、かつ、当面第1号に規定する対策を実施することが困難な河川の区間にあつては、浸水被害を軽減するため、堤防の性能の向上を図る改良を行うこと。

【趣旨】

流域治水の基幹的な対策である「ながす」対策（河川の整備）について、①均衡ある治水安全度の向上と計画的・効果的な河川整備、②適切な河川等の維持管理、③決壊時に甚大な被害が想定される河川の区間における堤防の改良を行うことを規定しています。

また、本文後段において、想定浸水深に基づき、浸水被害が著しいと想定される地域においては、その土地の区域に係る河川の整備が早期に実施されるよう特に配慮することを規定しています。

「ながす」対策は基幹的な対策として河川整備計画等に基づき実施していますが、限られた予算を効率的、効果的に執行するとともに、条例に規定することにより今後一層の事業進捗に努めていくものです。また、「河川整備5ヶ年計画」を策定し、河川の整備の予定をわかりやすく県民の皆様にお伝えすることとしています

【解説】

第1号の「河川の整備状況の均衡」とは、同種同規模の河川ごとの当面の整備目標を定め、その計画が全体として格別不合理なものとは認められないような釣合いのとれた状態を意味します。

第2号の「治水上の支障の程度」とは、土砂堆積や河川内の樹木繁茂による洪水時の水位上昇、護岸や床止めの損傷の程度のことを意味します。

第3号の「堤防の性能の向上を図る改良」とは、堤防の侵食対策や浸透対策に併せて堤防天端の舗装など越水にも資する対策であり、①人家連担地などで堤防決壊時に壊滅的被害が想定され、かつ、②当面の間、下流リスクとの関係から新たな河道断面の拡大（築堤・拡幅・掘削等）、あるいは、掘り込み河川化など抜本対策が困難な区間において、優先的に実施することとしています。

第4章 集水地域における雨水貯留浸透対策

第10条（森林または農地の雨水貯留浸透機能の確保）

（森林または農地の雨水貯留浸透機能の確保）

第10条 森林を所有し、または使用収益する権原を有する者は、琵琶湖森林づくり条例（平成16年滋賀県条例第2号）の基本理念にのっとり、県民、事業者等と連携して、森林の適正な保全および整備を行うことにより、森林が有する雨水貯留浸透機能（雨水を一時的に貯留し、または地下に浸透させる機能をいう。以下同じ。）が持続的に発揮されるよう努めなければならない。

2 農地を所有し、または使用収益する権原を有する者は、農業生産活動を行うに当たっては、農地の適正な保全および管理を行うことにより、農地が有する雨水貯留浸透機能が持続的に発揮されるよう努めなければならない。

【趣旨】

森林や農地の有する雨水貯留浸透機能を持続的に発揮させるため、森林および農地の適切な保全について規定するものです。

【解説】

県土の半分を占める本県の森林については、かつては森林所有者や里山林周辺の住民の活動により適正に管理されることで、県民に恵みをもたらすとともに適正に多面的機能を発揮してきましたが、生活様式の変化による薪炭から化石燃料への転換や木材輸入の増加による木材等林産物の生産の減少に伴い、適切に管理されず放置され、荒廃が見られるようになってきました。

農地については、農業生産活動や地域ぐるみの活動により、農業生産をはじめ生態系や景観の保全など多面的機能を発揮していますが、集落の中で農家と農家以外が混在する「混住化」の進展や農業者の減少、高齢化の進行などにより、中山間地域など農業生産条件の不利な地域においては、適切な保全・管理が懸念される状況にあります。

このことから、第10条1項は、森林の所有者または森林を使用収益する権原を有する者に対して、琵琶湖森林づくり条例（平成16年滋賀県条例第2号）の基本理念にのっとり、森林の有する雨水貯留浸透機能が確保されることを旨として、県民、事業者等と連携して、森林の適切な保全および整備が図られるようにしなければならないことを規定しています。なお、「森林を使用収益する権原を有する者」とは、所有者から森林経営の委託を受けた森林組合等を想定しています。

第10条第2項は、農地の所有者または農地を使用収益する権原を有する者に対して、農地の有する雨水貯留浸透機能が確保されることを旨として、農業生産活動を通じた農地の適切な保全管理が図られるようにしなければならないことを規定しています。な

お、「農地を使用収益する権原を有する者」とは所有者から地上権、永小作権、使用貸借による権利等に基づき農地を借り受けて農業生産を行う者で、個人の農業者をはじめ、営農組合、大規模農家、農業生産法人などを想定しています。

県では、国の制度を活用し「世代をつなぐ農村まるごと保全向上対策」や「中山間地域等直接支払交付金」により、農業の有する多面的機能の維持・発揮を図るための地域共同活動を支援しているところです。

平成 27 年 4 月より「農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律」が施行され、上記支援制度が法律に位置づけられることから、本法律の基本理念にのっとり、多面的機能の発揮の促進を図るための地域共同活動に対し引き続き支援することとしています。

なお、第 10 条の規定は、洪水時に農地を遊水地として利用することを想定したものでなく、森林および農地の所有者等に新たな義務を発生させるものではありません。

【関係法令】

琵琶湖森林づくり条例（平成 16 年滋賀県条例第 2 号）

（基本理念）

第 3 条 森林づくりは、森林の多面的機能が持続的に発揮されるよう、長期的な展望に立ち、地域の特性に応じて推進されなければならない。

2 森林づくりは、森林がその多面的機能により広く県民に恵みをもたらしていることに鑑み、県民の主体的な参画により推進されなければならない。

3 森林づくりは、森林所有者、森林組合、県民、事業者および県の適切な役割分担による協働により推進されなければならない。

4 森林づくりは、森林の多面的機能が持続的に発揮されるためには森林と人との継続的な関わりが重要であることに鑑み、農山村の活性化のための取組と一体的に推進されなければならない。

5 森林づくりは、木材をはじめとする森林資源が再生産可能な資源であることに鑑み、森林資源の環境に配慮した新たな利用その他の県内の森林資源の有効な利用を促進し、適切な森林施業の実施を確保することにより、推進されなければならない。

6 森林づくりは、持続的な森林の整備を図るに当たり、その担い手を将来にわたり確保することの重要性に鑑み、次代を担う青少年をはじめとする県民の森林の多面的機能についての理解を深め、森林づくりを支える人材の育成を図ることにより、推進されなければならない。

農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律（平成 26 年法律第 78 号）

（基本理念）

第2条 農業の有する多面的機能は、その発揮により国民に多くの恵沢をもたらすものであり、食料その他の農産物の供給の機能と一体のものとして生ずる極めて重要な機能であることを踏まえ、その適切かつ十分な発揮により、将来にわたって国民がその恵沢を享受することができるよう、農業の有する多面的機能の発揮の促進を図るための取組に対して、国、都道府県及び市町村が相互に連携を図りながら集中的かつ効果的に支援を行うことを旨として、その発揮の促進が図られなければならない。

2 農業の有する多面的機能の発揮の促進に当たっては、その発揮に不可欠であり、かつ、地域における貴重な資源である農用地の保全に資する各種の取組が、長年にわたって農業者その他の地域住民による共同活動により営まれ、良好な地域社会の維持及び形成に重要な役割を果たしてきているとともに、農用地の効率的な利用の促進にも資するものであることに鑑み、当該共同活動の実施による各種の取組の推進が図られなければならない。

第 11 条（公園等の雨水貯留浸透機能の確保）

（公園等の雨水貯留浸透機能の確保）

第 11 条 おおむね 1,000 平方メートル以上の面積を有する公園、運動場その他これらに類する施設の所有者または管理者は、その敷地に雨水を貯留する機能を有する施設を設置すること、雨水を浸透させる舗装を施すことその他の雨水を一時的に貯留し、または地下に浸透させる措置を講ずることにより、これらの施設に雨水貯留浸透機能を備えるとともに、これらの施設の雨水貯留浸透機能を維持するよう努めなければならない。

2 建物または工作物の所有者または管理者は、雨水の貯水槽を設置すること等により、これらの建物または工作物の規模に応じた雨水貯留浸透機能を備えるとともに、これらの建物または工作物の雨水貯留浸透機能を維持するよう努めなければならない。

【趣旨】

宅地開発等においては、開発許可制度に基づき雨水流出の抑制を行っていますが、既存の制度によるものから更に雨水貯留浸透機能を増進するため、本条により努力義務規定をおいたものです。

第 11 条第 1 項

1,000 平方メートル以上の面積を有する公園、運動場等の施設は、比較的大きな雨水貯留ができることから、施設の所有者等に対して、雨水貯留浸透機能を備え、維持するよう努めなければならないことを規定しています。この規定の対象となる施設は、公園、運動場のほか、学校のグラウンドやスーパー・コンビニの駐車場等を想定しています。

第 11 条第 2 項

雨水貯留および地下浸透の取組は、実施個所が多いほど貯留浸透の効果が高くなるため、できるだけ多くの施設で実施することが望ましいことから、様々な建築物または工作物の所有者等に対して、雨水貯留浸透機能を備え、維持するよう努めなければならないことを規定しています。

【解説】

近年、全国的に計画降雨を超える局地的集中豪雨が頻発し、本県においても、平成 24 年度には南部豪雨災害、平成 25 年度には台風 18 号に係る災害と大きな被害が発生しているなかで、第 1 項および第 2 項の所有者や施設管理者に対して、雨水の流出を抑制する施設の設置と維持（管理）を努めていただく対策を進めることにより、河川や水路等

への雨水の急激な流出を緩和させ浸水被害の軽減が図られるよう努力義務を規定しています。

雨水貯留施設は、降雨時には雨水の流出を抑制する効果をもち、晴天時には、降雨時に貯留した雨水を樹木への散水や庭への打ち水、トイレの洗浄水等の様々な用途に活用できます。また、雨水貯留の取組は、個々の施設では微量でも、まとまると一定効果を発揮することができます。このように雨水貯留の取組は、浸水被害の軽減に対する県民の意識を高めるだけでなく、水循環等の環境への関心を高め、ひいては地域の結びつきを強め、地域防災力を高めることから、県は、雨水貯留浸透機能を備え、または維持することを推進するため、雨水利用、雨水流出抑制の両面からこれらの理解を広め、普及啓発を図ります。

平成 26 年 4 月 2 日に「水循環基本法」と「雨水の利用の推進に関する法律」が公布されました。

水循環基本法は水を「国民共有の貴重な財産」と位置付け、雨水の利用の推進に関する法律では雨水利用の促進に関して国や地方公共団体等の責務が明確化されました。雨水の活用は国を挙げての施策となっており、当県においても、積極的に取り組みを進めていきます。

第 5 章 氾濫原における建築物の建築の制限等

第 12 条（定義）

（定義）

第 12 条 この章および第 8 章において使用する用語は、建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）および建築基準法施行令（昭和 25 年政令第 338 号）において使用する用語の例による。

【解説】

この章で定める「浸水警戒区域」は、建築基準法第 39 条に定める「災害危険区域」となるため、本条例に定める浸水警戒区域内の建築の制限にかかる規定は、建築基準法第 6 条の規定に基づく「建築基準法令の規定」として扱われます。

第 13 条（浸水警戒区域の指定等）

（浸水警戒区域の指定等）

- 第 13 条 知事は、200 年につき 1 回の割合で発生するものと予想される降雨が生じた場合における想定浸水深を踏まえ、浸水が発生した場合には建築物が浸水し、県民の生命または身体に著しい被害を生ずるおそれがあると認められる土地の区域で、一定の建築物の建築の制限をすべきものを浸水警戒区域として指定することができる。
- 2 前項の規定による指定は、当該指定の区域および想定水位（前項に規定する想定浸水深に係る水位であって、建築物の建築の制限の基準となるべきものをいう。以下同じ。）を明らかにしてするものとする。
 - 3 知事は、第 1 項の規定による指定をしようとするときは、あらかじめ、規則で定めるところにより、その旨を公告し、当該指定の案を当該公告の日から起算して 2 週間公衆の縦覧に供しなければならない。
 - 4 前項の規定による公告があったときは、指定をしようとする区域の住民および利害関係人は、同項の縦覧期間満了の日までに、縦覧に供された指定の案について、知事に意見書を提出することができる。
 - 5 知事は、第 1 項の規定による指定をしようとするときは、あらかじめ、前項の規定により提出された意見書の写しを添えて、関係市町の長および滋賀県流域治水推進審議会の意見を聴かななければならない。
 - 6 知事は、第 1 項の規定による指定をするときは、規則で定めるところにより、その旨ならびに当該指定の区域および想定水位を告示しなければならない。
 - 7 第 1 項の規定による指定は、前項の規定による告示によってその効力を生ずる。
 - 8 第 2 項から前項までの規定は、浸水警戒区域の変更および指定の解除について準用する。
 - 9 浸水警戒区域は、建築基準法第 39 条第 1 項の規定による災害危険区域とする。

【趣旨】

第 13 条第 1 項

第 1 項では、浸水警戒区域の意義およびその指定について定めています。

浸水警戒区域は、「200 年につき 1 回の割合で発生するものと予想される降雨が生じた場合における想定浸水深を踏まえ、氾濫原のうち浸水による危険が著しい土地の区域であって、県民の生命または身体に著しい被害を生じるおそれがあると認められるもの」と規定しています。

具体的には、浸水警戒区域は、200 年確率の降雨が生じた場合に、想定浸水深がおおむね 3 メートルを超える土地の区域としています。これは、想定浸水深がおおむね 3 メー

トルを超えると、一般的な平屋建ての住宅等においては、天井高さ以上まで水没し、人命被害が発生するおそれがあるためです。

＜昭和 34（1959 年）伊勢湾台風の際の近江八幡市水茎町の様子＞



上の写真の右側の建物のように天井高さまで水没する建物には下記の2つの危険性があります。

- ① 緊急的に一時避難する場所がなく、浸水が始まっている中を避難所に向かわなければならない危険性
- ② 逃げ遅れた場合に屋内で溺死する危険性

浸水警戒区域は、現に住宅等が立地している区域のみを対象とするのではなく、将来的に宅地等の開発の可能性がある、潜在的に人命被害の可能性がある区域を含みます。

また、この「200年確率の降雨」は、想定最大規模降雨を設定する国の基準において、水収支の観点から豪雨の極値として見積もられている1時間降雨量220mm、または10分降雨量60mmに相当することから、200年確率降雨による洪水を「どのような洪水でも人命が失われないことを最優先」とする最大クラスの洪水としました。

第13条第2項

第2項では、浸水警戒区域を指定する場合に、指定の区域と想定水位を明らかにするものとしています。これは、想定浸水深は第8条の規定による想定浸水深の設定において算出された浸水の深さを表すものですが、建築制限の実施に当たっては、浸水時の水

位以上に避難空間を確保する必要があることから、おおむね3メートル以上の浸水が予想される区域において、浸水時の水位を設定し、建築時の高さの基準とするものです。

具体的には、想定浸水深の設定過程における50メートル四方（メッシュ）の水位を考慮し、一連の面的広がりを持つ区域に対する建築制限の基準となる水位を設定します。

浸水警戒区域は建築基準法第39条第1項の災害危険区域となり、一定の制限がかかることから、指定に当たっては、現地調査や測量を行い、適切な区域を設定する必要があります。

第13条第3項・第4項

第3項および第4項では、浸水警戒区域の指定に当たっては、県は浸水警戒区域の案を作成し、2週間の公告縦覧を行い、住民や利害関係人に対し意見書の提出を求めます。浸水警戒区域においては、建築物の建築に一定の制限がかかるものであることから、利害関係者に対し、区域指定の案に対する意見書提出の機会を保障するものです。

区域指定の手続の流れは、「水害に強い地域づくり協議会」において浸水警戒区域を指定することや地域における安全な住まい方を定めた水害に強い地域づくり計画について合意形成を図った後に行うものですが、第3項および第4項による公告縦覧および意見書の提出の手続により、水害リスクや浸水警戒区域における建築制限の内容を十分周知し、理解を求めることにもつながるものです。

第13条第5項

第5項では、基礎自治体である市町の長に対し、前項の規定により提出された意見書の写しを添えて意見を聴くものとしています。これは、市町の長は水防管理者であることから、地域の実情をよく知る市町の長の意見を求めるものです。あわせて、全県的なバランスを考慮し、区域指定の妥当性や必要性について客観的な立場から評価をいただくため、滋賀県流域治水推進審議会の意見を聴くものとしています。

第13条第9項

第9項において、浸水警戒区域は建築基準法第39条第1項の災害危険区域とすることとしています。

建築基準法における災害危険区域においては、

- ① 地方公共団体の条例（浸水警戒区域の場合においては流域治水条例）による建築制限がかかること。
- ② 都市計画法第33条第1項第8号では、「開発区域内に建築基準法第39条第1項の災害危険区域、（中略）その他政令で定める開発行為を行うのに適当でない区域内の土地を含まないこと」とされており、開発行為が制限されること。
- ③ 宅地建物取引業法第35条に規定する重要事項説明において、宅地建物取引業者の

相手方等に、災害危険区域である旨を記載した書面を交付して説明義務が発生すること。

など、一定の制限が課されます。

<浸水警戒区域候補地の水害リスクの程度>

1/10 未満	発生確率 (年あたり)					
1/10 (0.100)					浸水警戒区域候補地	
1/30 (0.033)						
1/50 (0.020)						
1/100 (0.010)						
1/200 (0.005)						
1/200 超過						
被害の程度						
想定浸水深					流体力	
無被害	床下浸水	床上浸水	家屋水没	家屋流失		
$h < 0.1m$	$0.1m < h < 0.5m$	$0.5m \leq h < 3.0m$	$h \geq 3m$	$u^2 h \geq 2.5m^3/s^2$		

浸水警戒区域を指定する区域は、200年確率の降雨が生じた場合に、想定浸水深がおおむね3メートルを超える土地の区域としています。

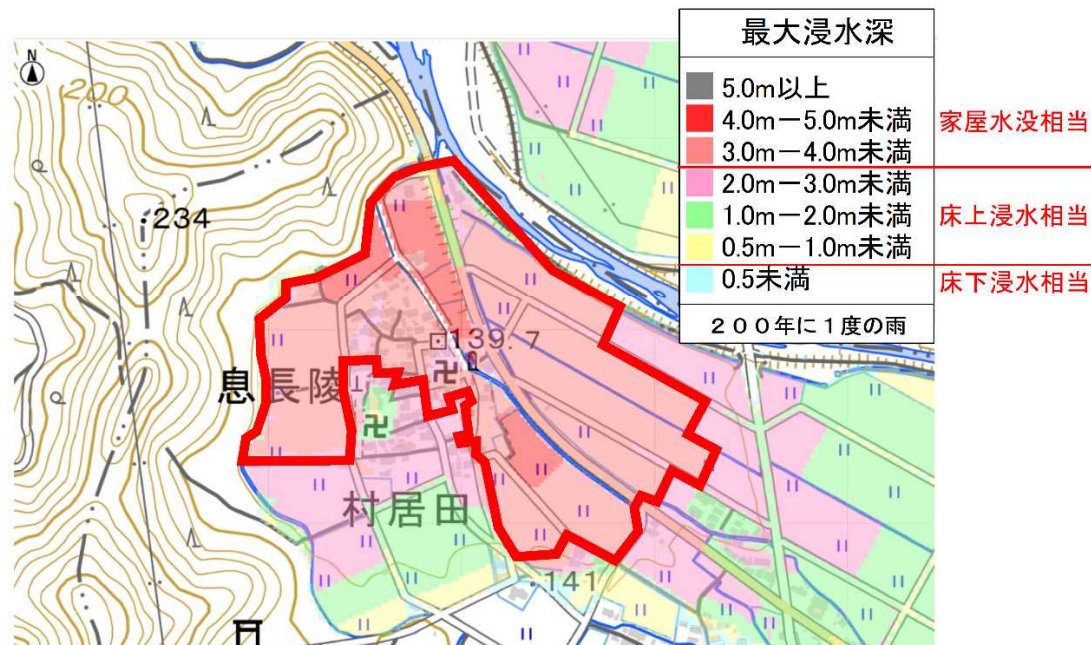
「滋賀県流域治水基本方針」においては、家屋水没が想定される区域だけではなく、家屋流失が想定される区域すなわち「流体力」が一定以上の区域についても災害危険区域制度を活用した建築制限を行うこととしていましたが、現在のところ、流体力が建築物に対する作用などについて科学的知見が十分ではないことから、本条例においては浸水警戒区域の指定基準とはせず、参考資料として活用できるよう、地先の安全度マップの一つとして「流体力図」を公表しています。

今後、必要な科学的知見が得られた段階で、あらためて、浸水警戒区域の指定基準とするかどうかや安全な住まい方の誘導に向けた支援策などについて検討していきます。

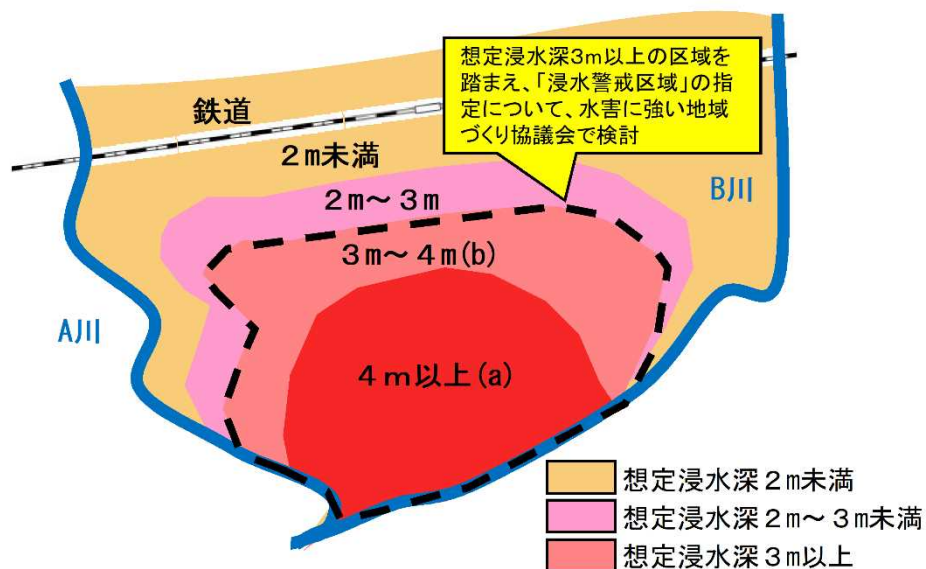
<浸水警戒区域の設定イメージ>

A 「地先の安全度マップ」

区域(赤線)の例(米原市村居田)



B 浸水警戒区域指定イメージの模式図



地先の安全度マップは、想定浸水深によってさまざまに色分けされています。このうち、想定浸水深3m以上の区域(赤(a)、うすい赤(b))が浸水警戒区域の候補とな

ります。地先の安全度マップの色分けどおりに線引きするのではなく、水害に強い地域づくり協議会での議論を経て指定する範囲を決めていきます。

【条例施行規則】

(浸水警戒区域の指定をしようとする旨の公告)

第4条 条例第13条第3項の規定による公告は、次に掲げる事項を滋賀県公報に掲載して行うものとする。

- (1) 浸水警戒区域の指定をしようとする旨
- (2) 浸水警戒区域の指定をしようとする土地の区域
- (3) 浸水警戒区域の指定をしようとする土地の区域における想定水位
- (4) 浸水警戒区域の指定の案の縦覧の場所および縦覧の期間

2 前項第2号の区域は、次の各号のいずれかに掲げるところにより明示するものとする。

- (1) 市町、大字、字、小字および地番
- (2) 平面図

(浸水警戒区域の指定の告示)

第5条 条例第13条第6項の規定による告示は、次に掲げる事項を滋賀県公報に掲載して行うものとする。

- (1) 浸水警戒区域の指定をする旨
- (2) 浸水警戒区域
- (3) 浸水警戒区域における想定水位

2 前項第2号の浸水警戒区域は、次の各号のいずれかに掲げるところにより明示するものとする。

- (1) 市町、大字、字、小字および地番
- (2) 平面図

(浸水警戒区域の変更および指定の解除)

第6条 前2条の規定は、浸水警戒区域の変更および指定の解除について準用する。

【関係法令】

建築基準法（昭和25年法律第201号）

(災害危険区域)

第39条 地方公共団体は、条例で、津波、高潮、出水等による危険の著しい区域を災害危険区域として指定することができる。

2 災害危険区域内における住居の用に供する建築物の建築の禁止その他建築物の建築に関する制限で災害防止上必要なものは、前項の条例で定める。

【技術的助言】（参考）

「風水害による建築物の災害防止について」（昭和34年建設省建設事務次官通達）

昭和34年10月27日
建設省住発第42号
各都道府県知事あて
風水害による建築物の災害防止について（通達）
建設省建設事務次官

本年は相次ぐ風水害により、各地に多数の建築物の被害があり、特に台風第15号により、愛知、三重、岐阜の三県下においては建築物の被害が激甚であつて、単に風害のみならず、堤防の決壊等による浸水により、その被害をさらに大きなものとしている。

については被災地の復興にあつては勿論のこと、災害発生のおそれのある区域についても次の事項につき一層の関心を払い、建築物の被害を最小限度に止めるよう努められたく、命により通達する。

- 1 建築基準法の励行をはかること。
- 2 建築の防災指導を強化するとともに、鉄筋コンクリート造等の高層堅牢建築物を勧奨指導すること。
- 3 建築基準法第39条に基づく災害危険区域の指定、特に低地における災害危険区域の指定を積極的に行い、区域内の建築物の構造を強化し、避難の施設を整備させること。

なお、区域の指定及び区域内の建築物の制限等については、河川管理者、海岸管理者等の関係機関とも十分協議し、過去の浸水事例等諸般の事情を勘案の上、下記事項を参考として措置されたい。

記

- 1 区域の指定範囲については、おおむね次の区域を考慮するものとする。
 - (1) 高潮、豪雨等によつて出水したときの水位が1階の床上をこし、人命に著しい危険をおよぼすおそれのある区域。
 - (2) 津波、波浪、洪水、地すべり、がけ崩れ等によつて、水や土砂が直接建築物を流失させ、倒壊させ又は建築物に著しい損傷を与えるおそれのある区域。
- 2 建築物の制限内容については、出水時の避難及び建築物の保全に重点をおき、おおむね次のようなものとし、なお、地方の特殊事情、周囲の状況等を考慮して定めるものとする。
 - (1) 1の(1)の区域

イ 学校、庁舎、公会堂等多人数を収容する公共建築物については、次の各号によるものとする

(イ) 予想浸水面まで地揚げをするか、又は床面（少なくとも避難上必要な部分の床面）を予想浸水面以上の高さとする。

(ロ) 原則として主要構造部を耐火構造とすること。

ロ 住居の用に供する建築物については、次の各号によるものとする。

(イ) 予想浸水面まで地揚げをするか、又は床面（少なくとも避難上必要な部分の床面）を予想浸水面以上の高さとする。

(ロ) 予想浸水面下の構造は、次の各号の一に該当するものとする。

a 主要な柱、又は耐力壁を鉄筋コンクリート、補強コンクリートブロック、鉄骨等の耐水性の構造としたもの

b 基礎を布基礎とし、かつ、軸組を特に丈夫にした木造としたもの

ハ その他の建築物については、建築物の利用状況に応じイ又はロに準ずる制限をするものとする。

ニ 附近に有効な避難施設があるもの又は用途上、構造上やむを得ないもので避難上支障のないものについては制限を緩和するものとする。

(2) 1の(2)の区域

イ 1の(1)の区域における制限をする外、有効な防護堤等の施設がある場合を除き、鉄筋コンクリート造等の堅ろうな建築物とするものとする。

ロ 特に危険な区域については、居住の用に供する建築物の建築を禁止するものとする。

第 14 条（浸水警戒区域における建築物の建築の制限）

（浸水警戒区域における建築物の建築の制限）

第 14 条 浸水警戒区域内において、住居の用に供する建築物または高齢者、障害者、乳幼児その他の特に防災上の配慮を要する者が利用する社会福祉施設、学校もしくは医療施設（規則で定めるものに限る。以下「社会福祉施設等」という。）の用途に供する建築物の建築（移転を除く。以下同じ。）をしようとする建築主は、あらかじめ、知事の許可を受けなければならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

(1) 建築物の増築または改築をしようとする場合において、当該増築または改築に係る部分の床面積の合計が 10 平方メートル以内であるとき。

(2) 建築物の増築または改築をしようとする場合において、当該増築または改築に係る部分が居室を有しないとき。

(3) 建築基準法第 85 条第 6 項の規定の適用を受ける仮設建築物の建築をしようとする場合

(4) 前各号に定めるもののほか、建築物およびその敷地の状況等を勘案してやむを得ないと知事が特に認めた建築物の建築をしようとする場合

2 前条第 1 項の規定による浸水警戒区域の指定または拡張の際現に当該浸水警戒区域に存する建築物（建築の工事中の建築物を含む。）の増築または改築をしようとする場合においては、当該増築または改築に係る部分以外の建築物の部分に対しては、前項の規定は、適用しない。

3 第 1 項の許可を受けようとする建築主は、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書に、規則で定める図書を添えて、知事に提出しなければならない。

(1) 建築物の敷地の位置

(2) 建築物の構造

(3) 建築物の用途

(4) 建築物の敷地の想定水位

(5) 建築物（次条第 1 項第 2 号または第 2 項第 2 号の規定に適合するものとして第 1 項の許可を受けようとする場合にあつては、同一の敷地内にある他の建築物）の想定水位以上にある居室の床面または避難上有効な屋上の高さ

(6) その他規則で定める事項。

【趣旨】

浸水警戒区域において建築物の建築をしようとする者に対する許可制度を規定するものです。

【解説】

第14条第1項

浸水警戒区域は、知事が、想定浸水深を踏まえ、浸水被害が発生した場合に生命、身体への被害が想定される区域について指定するもので、建築基準法第39条に規定する災害危険区域に基づき、建築物の建築の制限を行い、人的被害を回避するものです。

住居の用に供する建築物や、高齢者等の浸水被害に対し配慮を要する者が利用する社会福祉施設等の建築物を建築しようとする建築主に対し、水害に対して一定の安全性を確保するための制限を課し、建築するためには、避難上配慮されているかどうかについて、あらかじめ知事の許可を受けることを義務づけます。

対象となる建築

本条例による建築制限の対象となる「建築」は、建築物の新築・増築・改築としていきます。建築基準法における「建築」は、建築物の新築・増築・改築・移転（建築基準法第2条第13号）ですが、従来から存在する建築物を敷地内で移動するに過ぎない「移転」については、本条例による建築制限の対象外とします。

対象となる建築物の用途

制限の対象となる建築物の用途は、次のとおりです。

① 住居の用に供する建築物

これに該当する建築物には、通常の住宅のほか、下宿、共同住宅、寄宿舍および長屋が含まれます。

② 老人福祉施設（老人介護支援センターを除く。）、有料老人ホーム、認知症対応型老人共同生活援助事業の用に供する施設、身体障害者社会参加支援施設、障害者支援施設、地域活動支援センター、福祉ホーム、障害福祉サービス事業（生活介護、短期入所、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援または共同生活援助を行う事業に限る。）の用に供する施設、保護施設（医療保護施設および宿所提供施設を除く。）、児童福祉施設（母子生活支援施設、児童厚生施設、児童自立支援施設および児童家庭支援センターを除く。）、障害児通所支援事業（児童発達支援または放課後等デイサービスを行う事業に限る。）の用に供する施設、子育て短期支援事業の用に供する施設、一時預かり事業の用に供する施設、母子健康包括支援センター（妊婦、産婦またはじょく婦の収容施設があるものに限る。）その他これらに類する施設

③ 幼稚園および特別支援学校

④ 病院、診療所（患者の収容施設があるものに限る。）および助産所（妊婦、産婦またはじょく婦の収容施設があるものに限る。）

本条例の建築制限と建築確認

浸水警戒区域は建築基準法第 39 条の災害危険区域となることから、建築確認に先立ち、本条に基づく許可が必要となります。（建築基準法第 6 条の規定に基づく「建築基準法令の規定」に該当）

また、都市計画区域外においては一定規模以下の建築物（建築基準法第 6 条第 1 項第 4 号建築物、例えば木造 2 階建、鉄骨造平屋建て 200 m²以下等）については、確認申請手続きが不要ですが、本条に基づく許可は必要となります。

建築物の用途を変更する場合、建築基準法第 87 条第 2 項の規定に基づき、災害危険区域内の建築に関する制限に関する条例が準用されるため、変更後の用途が上記の用途となる場合は、同様の手続きが必要となります。また、建築基準法では変更後の用途が住宅の場合や特殊建築物で一定規模以下の場合は建築基準法の用途変更の申請は不要となりますが、条例による許可申請は必要となりますので注意が必要です。

許可を要しない場合について

第 14 条第 1 項ただし書および第 2 項において、一定の条件に該当する場合は、許可を不要とする規定を定めており、その内容は次のとおりです。なお、このうち、第 1 項ただし書第 4 号については、建築物および敷地の状況等を勘案してやむを得ないとの知事の認定を受ける必要があります。

① 第 14 条第 1 項第 1 号

建築物の増築または改築をする場合で、当該増築または改築に係る部分の床面積の合計が 10 平方メートル以内である場合には、その行為は軽微なものであることから、建築制限を適用除外とするものです。

② 第 14 条第 1 項第 2 号

増築または改築に係る部分が居室を有しない場合については、建築制限の適用除外を定めるものです。

③ 第 14 条第 1 項第 3 号

建築基準法第 85 条による仮設建築物については、建築制限の適用除外を定めるものです。

④ 第 14 条第 1 項第 4 号

事情を総合的に考慮してやむを得ないと認められる建築物の建築について、建築制限の適用除外を定めるものであり、具体的には、次のような事例を想定していません。

- 非常災害のために必要な応急措置として行う行為（建築基準法 85 条 1 項に含まれない応急仮設建築物）
- 伝統的建造物で耐水化が困難な場合

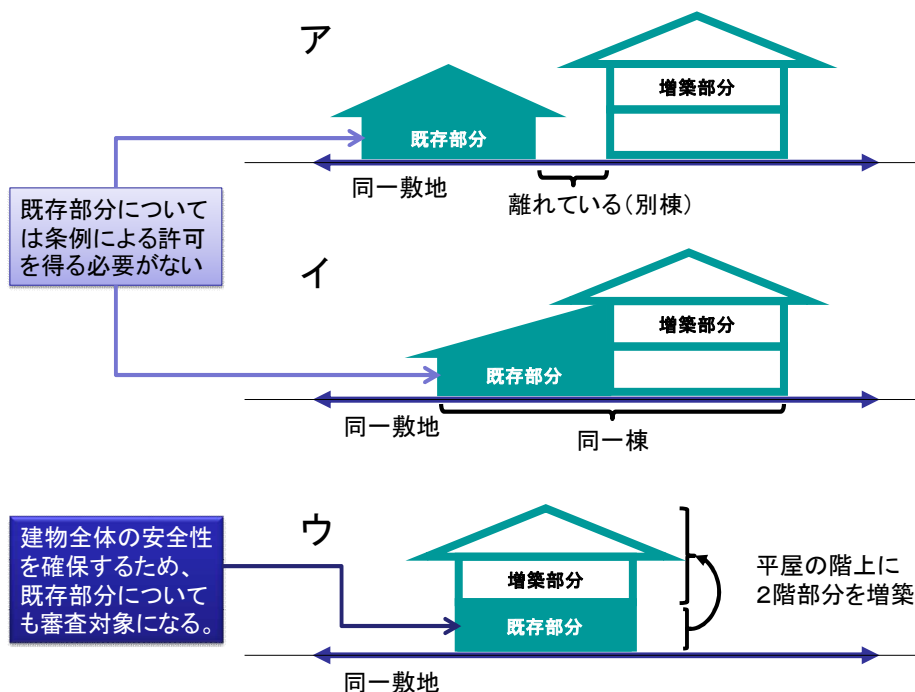
本号については、条例の許可基準に定める水害リスクへの安全性が確保されない建築物の建築を認めるものであることから、建築物および敷地の状況等を勘案してやむを得ないとの知事の認定を受ける必要があります。

第14条第2項

浸水警戒区域の指定の際に現存する建築物を増築または改築する場合について、当該増築または改築に係らない部分については、本条例による建築制限の適用除外を定めるものです。これにより、既存不適格部分については、従来そのままとしてよいこととなります。たとえば、平屋建ての建築物に隣接して2階建ての建築物を増築する場合に、もともとの平屋建て建築物（既存部分）を耐水化構造に改築することまで求めることは不合理であることから、適用除外規定を設けたものです。

第14条第2項の規定により、本条例の建築制限の適用が除外されるのは（次の図参照）、ア 増改築しようとする建築物とは別棟となっている既存の建築物と、イ 同一棟において増改築しようとする部分以外の既存の部分です。ただし、ウ 平屋の建築物の階上に2階部分を増築する場合は、当該建築物全体の安全性を確保する必要があることから、既存の1階部分は、2階の増築部分を許可する上で構造等の審査の対象となります。

＜増改築の場合における適用除外（第14条第2項）について＞



第14条第1項第3項

第3項では、許可申請の手続を定めています。申請書への記載項目は、条例第15条の許可の基準の適合を判断するために必要な内容です。

- ① 建築物の敷地の位置
- ② 建築物の構造
- ③ 建築物の用途
- ④ 建築物の敷地の想定水位
- ⑤ 建築物（第15条第1項第2号または第2項第2号の規定に適合するものとして第1項の許可を受けようとする場合にあっては、同一の敷地内にある他の建築物）の想定水位以上にある居室の床面または避難上有効な屋上の高さ
- ⑥ その他規則で定める事項

【条例施行規則】

（社会福祉施設等）

第7条 条例第14条第1項に規定する規則で定める社会福祉施設、学校または医療施設は、次に掲げるものとする。

（1）老人福祉施設（老人介護支援センターを除く。）、有料老人ホーム、認知症対応型老人共同生活援助事業の用に供する施設、身体障害者社会参加支援施設、障害者支援施設、地域活動支援センター、福祉ホーム、障害福祉サービス事業（生活介護、短期入所、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援または共同生活援助を行う事業に限る。）の用に供する施設、保護施設（医療保護施設および宿所提供施設を除く。）、児童福祉施設（母子生活支援施設、児童厚生施設、児童自立支援施設および児童家庭支援センターを除く。）、障害児通所支援事業（児童発達支援または放課後等デイサービスを行う事業に限る。）の用に供する施設、子育て短期支援事業の用に供する施設、一時預かり事業の用に供する施設、母子健康包括支援センター（妊婦、産婦またはじょく婦の收容施設があるものに限る。）その他これらに類する施設

（2）幼稚園および特別支援学校

（3）病院、診療所（患者の收容施設があるものに限る。）および助産所（妊婦、産婦またはじょく婦の收容施設があるものに限る。）

（申請書に記載する事項）

第8条 条例第14条第3項第6号（条例第17条第3項において準用する場合を含む。）の規則で定める事項は、次に掲げるものとする。

（1）建築主の氏名および住所（法人にあっては、法人の名称および所在地ならびに代表者の氏名）

（2）設計者、工事監理者および工事施工者の氏名または名称および連絡先

（3）建築物の敷地面積

- (4) 地盤面の高さ（地盤面をかさ上げしようとする場合におけるかさ上げ後の地盤面の高さを含む。第10条第1項、第11条第1項および第13条において同じ。）
- (5) 建築物の階数
- (6) 建築物の想定水位以上にある居室の床面または避難上有効な屋上の高さ
- (7) 建築物の想定水位以上にある居室の床面積または避難上有効な屋上の面積
- (8) 条例第15条第1項第2号または第2項第2号の規定に適合するものとして条例第14条第1項の許可を受けようとする場合にあっては、同一敷地内の他の建築物に係る同条第3項第2号から第4号までおよび前3号に規定する事項
- (9) 条例第15条第1項第3号の規定に適合するものとして条例第14条第1項の許可を受けようとする場合にあっては、避難場所の名称および所在地ならびに地盤面の高さ
- (10) その他知事が必要と認める事項
(許可の申請書)

第9条 条例第14条第1項または第17条第1項（建築基準法第87条第2項の規定によりこれらの規定が準用される場合を含む。）の規定による許可を受けようとする者は、許可申請書（別記様式第1号）の正本および副本に、それぞれ次条に規定する図書を添えて知事に提出しなければならない。

（許可の申請書の添付図書）

第10条 条例第14条第3項（条例第17条第3項において準用する場合を含む。）の規則で定める図書は、次の表に掲げる図書（条例第15条第1項第2号または第2項第2号の規定に適合するものとして条例第14条第1項の許可を受けようとする場合における同一敷地内の他の建築物に係る次の表に掲げる図書（各階平面図、二面以上の立面図および二面以上の断面図に限る。）を含む。）とする。

図書の種類	明示すべき事項
付 近 見 取 図	方位、道路および目標となる地物 条例第15条第1項第3号の規定に適合するものとして条例第14条第1項の許可を受けようとする場合にあっては、避難場所の位置ならびに避難場所までの避難経路および避難距離
配 置 図	縮尺、方位、敷地の境界線、敷地内における建築物の位置および用途、申請に係る建築物と他の建築物との別、擁壁、土地の高低、建築物の各部分の高さ、建築物が接する地盤面の高さならびに想定水位
各 階 平 面 図	縮尺、方位、間取、各室の用途および床面積（避難上有効な屋上の面積を含む。）ならびに主要構造部（壁、柱およびはりのうち、構造耐力上主要な部分に限る。以下同じ。）である部材の位置および寸法
二面以上の立面図	縮尺および開口部の位置

二面以上の断面図	縮尺、床面（避難上有効な屋上を含む。）の高さ、建築物の各部分の高さ、地盤面の高さ、想定水位ならびに主要構造部である部材の位置および寸法
----------	---

2 知事は、必要があると認めるときは、前項に掲げる図書のほか、必要な図書の提出を求めることができる。

（認定の申請書）

第11条 条例第14条第1項第4号の規定による認定を受けようとする者は、認定申請書（別記様式第2号）の正本および副本に、それぞれ次の表に掲げる図書を添えて知事に提出しなければならない。

図書の種類	明示すべき事項
付 近 見 取 図	方位、道路および目標となる地物
配 置 図	縮尺、方位、敷地の境界線、敷地内における建築物の位置および用途、申請に係る建築物と他の建築物との別、擁壁、土地の高低、建築物の各部分の高さ、建築物が接する地盤面の高さならびに想定水位
各 階 平 面 図	縮尺、方位、間取、各室の用途および床面積ならびに主要構造部である部材の位置および寸法
二面以上の立面図	縮尺および開口部の位置
二面以上の断面図	縮尺、床面（屋上を含む。）の高さ、建築物の各部分の高さ、地盤面の高さ、想定水位ならびに主要構造部である部材の位置および寸法

2 知事は、必要があると認めるときは、前項に掲げる図書のほか、必要な図書の提出を求めることができる。

（適用除外認定書）

第12条 知事は、条例第14条第1項第4号の規定による認定をしたときは、適用除外認定書（別記様式第3号）を前条第1項の認定申請書の副本およびその添付図書を添えて、交付するものとする。

（高さの算定および表記の方法）

第13条 第9条から第11条までに規定する申請書および図書に記載する建築物の地盤面の高さおよび床面（屋上を含む。）の高さならびに想定水位は、浸水警戒区域に知事が設置する基準点を基準として算定し、東京湾平均海面からの高さにより表記するものとする。

【関係法令】

建築基準法（昭和25年法律第201号）

（仮設建築物に対する制限の緩和）

第85条 1～5 略

6 特定行政庁は、仮設興行場、博覧会建築物、仮設店舗その他これらに類する仮設建築物（次項及び第101条第1項第10号において「仮設興行場等」という。）について安全上、防火上及び衛生上支障がないと認める場合においては、一年以内の期間（建築物の工事を施工するためその工事期間中当該従前の建築物に代えて必要となる仮設店舗その他の仮設建築物については、特定行政庁が当該工事の施工上必要と認める期間）を定めてその建築を許可することができる。この場合においては、第12条第1項から第4項まで、第21条から第27条まで、第31条、第34条第2項、第35条の2、第35条の3及び第37条の規定並びに第3章の規定は、適用しない。

（用途の変更に対するこの法律の準用）

第87条 1 略

2 建築物（次項の建築物を除く。）の用途を変更する場合においては、第48条第1項から第14項まで、第51条、第60条の2第3項及び第68条の3第7項の規定並びに第39条第2項、第40条、第43条第3項、第43条の2、第49条から第50条まで、第60条の2の2第4項、第60条の3第3項、第68条の2第1項及び第5項並びに第68条の9第1項の規定に基づく条例の規定を準用する。

3～4 略

第 15 条（許可の基準）

（許可の基準）

第 15 条 知事は、住居の用に供する建築物に係る前条第 1 項の許可の申請があった場合において、当該申請に係る建築物が次の各号のいずれかに適合していると認めるときは、同項の許可をしなければならない。

(1) 1 以上の居室の床面または避難上有効な屋上の高さが想定水位以上であり、かつ、次のアまたはイのいずれかに該当していること。

ア 当該建築物の地盤面と想定水位との高低差が 3 メートル未満であること。

イ 想定水位下の主要構造部（壁、柱およびはりのうち、構造耐力上主要な部分に限る。次項において同じ。）が鉄筋コンクリート造または鉄骨造であること。

(2) 同一の敷地内に前号に該当する建築物があること。

(3) 付近に次のいずれにも該当する避難場所があること。

ア 次のいずれかに該当するものであること。

(ア) 当該避難場所の地盤面の高さが想定水位以上であること。

(イ) 第 1 号に該当する建築物または一時的な避難場所としての機能を有する堅固な工作物があること。

イ 当該避難場所に避難することが見込まれる者の人数を勘案して十分な広さを有すること。

ウ 申請に係る建築物からの距離および経路、当該避難場所の管理の状況等を勘案して浸水が生じた場合に確実に避難することができると知事が認めるものであること。

(4) 前 3 号に定めるもののほか、これらと同等以上の安全性を確保することができると知事が認める建築物であること。

2 知事は、社会福祉施設等の用途に供する建築物に係る前条第 1 項の許可の申請があった場合において、当該申請に係る建築物が次の各号のいずれかに適合していると認めるときは、同項の許可をしなければならない。

(1) 規則で定める用途ごとに規則で定める居室の床面または避難上有効な屋上の高さが想定水位以上であり、かつ、次のアまたはイのいずれかに該当していること。

ア 当該建築物の地盤面と想定水位との高低差が 3 メートル未満であること。

イ 想定水位下の主要構造部が鉄筋コンクリート造または鉄骨造であること。

(2) 同一の敷地内に前号に該当する建築物があること。

(3) 前 2 号に定めるもののほか、これらと同等以上の安全性を確保することができると知事が認める建築物であること。

【趣旨】

浸水警戒区域内において、建築物の建築を行う場合に適合すべき許可基準を示すものです。

想定水位以上に居室を設ける等の避難場所が確保されている場合、ならびに一定の浸水深以上の場合にあつては構造等の耐水化が図れていることにより、人的被害の回避が図られると認められる場合に建築を許可するものです。

【解説】

第15条第1項

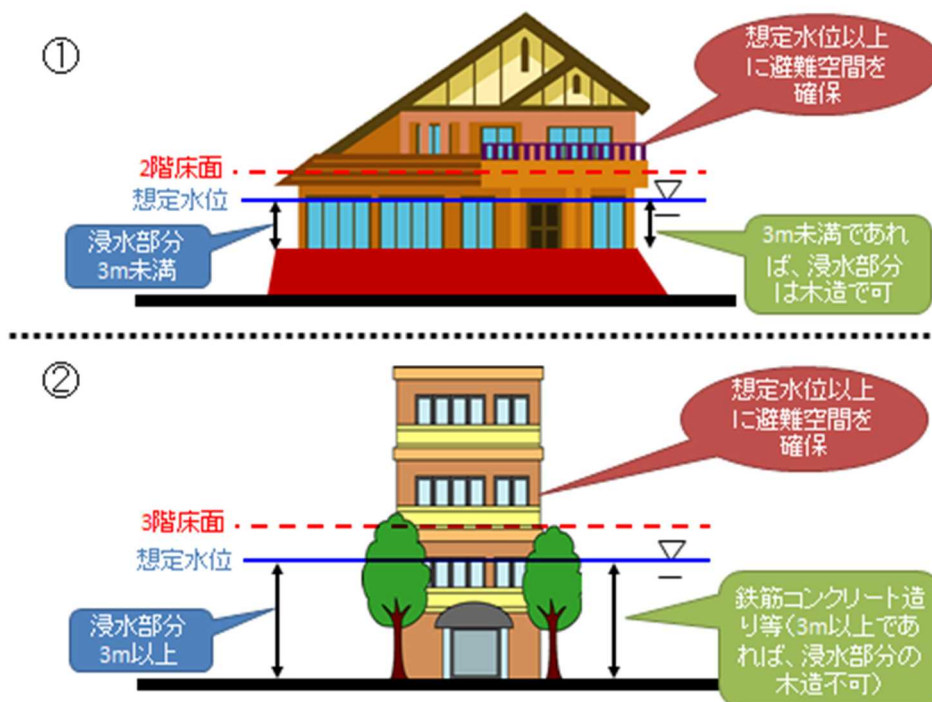
第15条第1項は、住居の用に供する建築物に係る許可の基準を規定したものです。

想定水位以上に避難空間を確保すること等（第1号）

第1号は、建築物の地盤を盛り土等の対策をすることで、浸水に対して安全な建物とする基準を定めたものです。以下のいずれかの条件を満たした場合に許可がされます。

- ① 盛り土等により、想定水位以上に居室の床面（または避難上有効な屋上）を確保し、かつ、建築物の地盤面から想定水位までの高低差が3m未満とすること。
- ② 盛り土等により、想定水位以上に居室の床面（または避難上有効な屋上）を確保し、想定水位以下の構造を鉄筋コンクリート造または鉄骨造とすること。

なお、ここでいう「鉄骨造」には、軽量鉄骨造も含まれます。

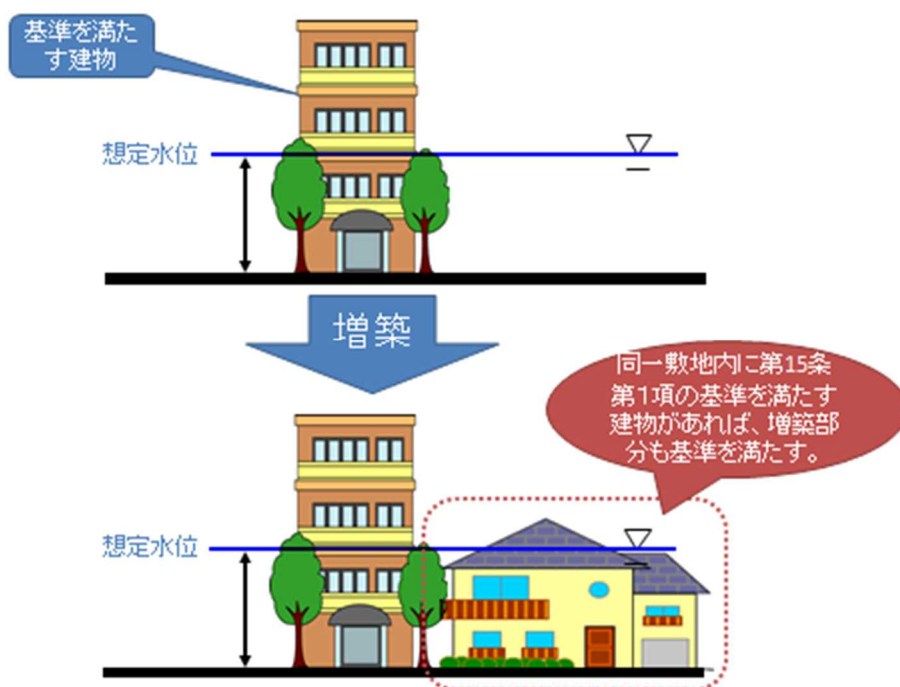


第1号の「居室」には、特に面積要件を設けていません。これは、一般的な住宅であれば、想定水位以上に一つ以上の「居室」があれば、避難が可能と考えられるためです。

一方、「避難上有効な屋上」に該当するためには、安全に避難ができるよう階段が設置され、かつ、当該住宅等の規模に応じた面積が確保されている必要があります。

同一敷地内に第1号に該当する建築物があること（第2号）

第2号では、同一敷地内に第1号に該当する建築物があることによる基準を規定しています。これは、同一敷地内に第1号に該当する建築物がある場合には、許可を得ようとする建築物からの避難空間として利用できるためです。なお、第1号に該当する（他の）建築物の「居室」については、第1号の解釈と同様に特に面積要件を設けていませんが、「避難上有効な屋上」については、階段が設置されているほか、許可を得ようとする建築物および第1号に該当する（他の）建築物の規模に応じた面積が必要です。また、第1号に該当する（他の）建築物については、第1号に該当するものであれば、倉庫や車庫の屋上でもかまいません。



付近に有効な避難場所があること（第3号）

第3号では、付近に有効な避難場所があることを規定しています。

ここでの避難場所は、一定期間滞在し、避難者の生活環境を確保するための「避難所」ではなく、切迫した災害の危険から逃れるための「緊急避難場所」です。

有効な避難場所とみなすためには、以下の条件を満たす必要があります。

- ① 避難場所がグラウンド等の屋外の場合は、その場所の地盤面の高さが想定水位以上であること。避難場所が建築物である場合は、第15条第1項第1号の条件を満たす建築物であること。
- ② 避難場所に避難することが見込まれる者の人数を勘案して、十分な広さを有すること。
- ③ 避難元の場所からの距離、経路、避難場所の管理の状況等を勘案して浸水が生じた場合に確実に避難することができること。

避難場所が浸水していなくても、避難場所に行きつくまで距離が遠かったり、経路が浸水していたりすれば、たどり着くことができません。地先の安全度にかかる分析に基づき、確実に避難できる距離・経路かどうかも含めて審査します。

安全性を確保することができると知事が特に認める場合（第4号）

第4号は、前3号と同等以上の安全性を確保することができると知事が特に認める場合です。具体例としては、第1号イの鉄筋コンクリート造や鉄骨造以外に、鉄筋鉄骨コンクリート造、組積造も同等と判断します。

また、鉄筋コンクリート造の高基礎やピロティにより、木造部分の浸水部分（想定水位から土台下面まで）を3m以内とした場合は、第1号アと同等の耐水化が図られていると判断します。

第15条第2項

第15条第2項は、社会福祉施設等に関する規定です。対象施設は、いわゆる災害弱者が利用する施設であり、下表のとおり住居とは別の許可基準を設けています。具体的には、社会福祉施設等においては、施設の利用者が緊急時に水平避難することが困難な場合も予想されることから、付近に有効な避難場所があることを許可基準に含めていません。

＜住居と社会福祉施設等の許可基準の違い＞

許可基準	住居	社会福祉施設等
A 想定水位以上に避難空間を確保すること等	○第1項第1号	○第2項第1号
B 同一敷地内にAを満たす建築物があること	○第1項第2号	○第2項第2号
C 付近に有効な避難場所があること	○第1項第3号	×
D 安全性を確保することができると知事が特に認める場合	○第1項第4号	○第2項第3号

【条例施行規則】

（規則で定める居室）

第14条 条例第15条第2項第1号（条例第17条第3項において準用する場合を含む。）の規則で定める居室は、次の各号に掲げる用途の区分に応じ、当該各号に定める居室（当該建築物に当該建築物の利用が想定される者の避難上有効なものとして知事が認めた他の居室がある場合における当該他の居室を含む。）であって、当該建築物の利用が想定される者の人数を勘案して知事が適当と認めたものとする。

- (1) 第7条第1号に掲げる用途（次号に掲げるものを除く。） 寝室（入所する者の使用するものに限る。）
- (2) 第7条第1号に掲げる用途（通所のみにより利用されるものに限る。） 当該用途の建築物の居室のうちこれらに通う者に対する日常生活に必要な便宜の供与、訓練、保育その他これらに類する目的のために使用されるもの
- (3) 第7条第2号に掲げる用途 教室
- (4) 第7条第3号に掲げる用途 病室その他これらに類する居室

第 16 条（許可の条件等）

（許可の条件等）

- 第 16 条 知事は、第 14 条第 1 項の許可をする場合において、浸水による県民の生命または身体に対する被害を回避するために必要な条件を付することができる。
- 2 知事は、第 14 条第 1 項の許可をしたときは、規則で定めるところにより、許可証を交付しなければならない。
- 3 前項の許可証の交付を受けた後でなければ、建築物の建築の工事は、することができない。

【趣旨】

知事は、第 14 条第 1 項の許可をする場合において、第 15 条の許可基準以外に人的被害を回避するために必要な条件を付することができることを規定しています。

【解説】

第 16 条第 1 項

許可した内容について、特に条件が必要な場合について、条件を付することができることを規定しています。想定される「必要な条件」としては、例えば、屋上へ避難することで許可をする場合は、屋上への階段が実際に使えないということがないように、「屋上への避難経路を常に確保しておくこと」との条件を想定しています。

第 16 条第 2 項

許可証の交付について規定しています。

第 16 条第 3 項

浸水警戒区域は建築基準法第 39 条の災害危険区域となり、建築基準法第 6 条の規定に基づく「建築基準法令の規定」に該当します。よって、建築基準法第 6 条第 8 項により、本条例に基づく許可を得た上で、建築確認を受け、確認済証の交付を受けた後でなければ、建築物の建築の工事をすることができません。

しかし、都市計画区域外の一定の規模の建築物など、建築確認が不要なものもあることから、本条例に基づく許可証の交付を受けた後でなければ工事ができないことを規定したものです。

なお、第 3 項の規定に違反した者に対する罰金の規定（第 41 条）を設けています。

【条例施行規則】

(許可証)

第 15 条 条例第 16 条第 2 項（条例第 17 条第 3 項において準用する場合を含む。）の規定による許可証の交付は、浸水警戒区域建築（変更）許可証（別記様式第 4 号）に第 9 条の申請書の副本およびその添付図書を添えて行うものとする。

第 17 条（変更の許可等）

（変更の許可等）

第 17 条 第 14 条第 1 項の許可を受けた建築主は、当該許可に係る建築物について同条第 3 項各号（第 4 号を除く。）に掲げる事項の変更をしようとするときは、規則で定めるところにより、知事の許可を受けなければならない。ただし、変更後の建築物が住居の用に供する建築物もしくは社会福祉施設等の用途に供する建築物以外のものとなる時、または規則で定める軽微な変更をしようとするときは、この限りでない。

2 第 14 条第 1 項の許可を受けた建築主は、前項ただし書に該当する変更をしたときは、遅滞なく、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならない。

3 第 14 条第 3 項、第 15 条および前条の規定は、第 1 項の許可について準用する。

【趣旨】

浸水警戒区域における建築物の建築の許可を受けた者が、建築物の計画の変更をしようとする場合の許可について規定します。

【解説】

第 17 条第 1 項

条例第 14 条の許可を受けた建築物について、申請した内容を変更する場合には、本条に基づき変更許可の手続が必要となります。

工事完了後も許可の内容が変わる場合は、本条に基づく変更手続が必要となりますので注意してください。

条例第 14 条の許可を受けた建築物について、その用途を変更する場合も、本条に基づく変更許可が必要となります。なお、用途変更については、変更後の用途が条例の許可対象建築物（住居の用に供する建築物または社会福祉施設等の用途に供する建築物）以外のものとなるときは、変更許可手続ではなく、届出が必要となります。

第 17 条 1 項ただし書および第 17 条第 2 項

浸水への安全性が低下せず、変更許可を受ける必要がない軽微な変更について、変更許可手続ではなく届出とすることを定めています。

軽微な変更の内容については条例施行規則第 16 条で定めています。

【条例施行規則】

(軽微な変更)

第16条 条例第17条第1項ただし書の規則で定める軽微な変更は、次に掲げる事項の変更であつて、変更後も建築物の計画が条例第15条の規定に適合することが明らかなものとする。

- (1) 建築主の氏名または住所（法人にあつては、法人の名称もしくは所在地または代表者の氏名）
- (2) 設計者、工事監理者または工事施工者の氏名もしくは名称および連絡先（条例第14条第1項の許可の申請をした後にこれらの者を選定した場合における工事監理者および工事施工者を含む。）
- (3) 建築物の敷地面積
- (4) 建築物の階数（階数が増加する場合に限る。）
- (5) 建築物の想定水位以上にある居室の床面または避難上有効な屋上の高さ（変更後の高さが変更前の高さを超える場合に限る。）
- (6) 建築物の想定水位以上にある居室の床面積または避難上有効な屋上の面積（変更後の床面積または面積が変更前の床面積または面積を超える場合に限る。）
- (7) 建築物の用途（建築基準法施行令第137条の17で指定する類似の用途相互間の変更に限る。）
- (8) 条例第15条第1項第2号または第2項第2号の規定に適合するものとして条例第14条第1項の許可を受けた場合にあつては、同一敷地内の他の建築物に係る第4号から前号までに掲げる事項
- (9) その他知事が認めた事項
(非該当用途変更届等)

第17条 条例第17条第2項の規定による届出は、変更後の建築物が住居の用に供する建築物または社会福祉施設等の用途に供する建築物以外のものとなつた場合にあつては非該当用途変更届（別記様式第5号）により、前条に規定する軽微な変更をした場合にあつては軽微変更届（別記様式第6号）により行うものとする。

第 18 条（許可の取消し等）

（許可の取消し等）

第 18 条 知事は、第 14 条第 1 項または前条第 1 項の許可を受けた建築主が次の各号のいずれかに該当するときは、第 14 条第 1 項または前条第 1 項の許可を取り消し、またはその許可に付した条件を変更することができる。

- (1) この条例の規定またはこれに基づく処分に違反したとき。
- (2) この条例の規定による許可に付した条件に違反したとき。
- (3) 偽りその他不正の手段によりこの条例の規定による許可を受けたとき

【趣旨】

第 18 条は、建築物の建築の許可（変更の許可を含む。）を受けた建築主が、この条例の規定や条例に基づく処分、許可条件に違反したとき、不正の手段により許可を受けたときには、知事は許可の取り消しや許可条件の変更をすることができる規定です。

第 19 条（工程調査等）

（工程調査等）

第 19 条 第 14 条第 1 項または第 17 条第 1 項の許可を受けた建築主は、当該許可に係る建築物の工事が知事の指定する工程を含む場合において、当該工程に係る工事を終えたときは、その都度、速やかに、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならない。

2 知事は、前項の規定による届出があったときは、速やかに、その職員に当該届出に係る工事中の建築物およびその敷地が第 14 条第 1 項または第 17 条第 1 項の規定による許可の内容に適合しているかどうかについて調査させ、その調査の結果、当該建築物およびその敷地が当該許可の内容に適合していると認めるときは、規則で定めるところにより、工程調査適合証を交付しなければならない。

【趣旨】

第 19 条は、本条例に基づき許可を受けた建築物について、知事が指定する工程を終えた時点での届出義務を定めたものです。また、届出を受けて許可通りに施行されているかどうかについて検査を行う工程調査について定めたものです。

【解説】

工程届に基づく検査については、敷地条件や建築物の構造・形態により許可内容が異なることから、許可書には、物件毎に工程届を提出する時期を示した指定工程を明示することとし、知事は、建築主より工程届の提出を受けて、速やかに、その工事が許可の内容に適合しているかどうかについて調査を行うとともに、調査の結果、建築物が許可の内容に適合している場合は、工程調査適合証を交付することとするものです。

具体的には、例えば、地盤を 1 m 嵩上げすることにより 2 階の床面が想定水位以上になるという建築物の建築について許可した場合には、地盤嵩上げ工事の工程と 2 階の床面の高さが測れる工事の工程を指定工程とし、それらの工事が完了した段階に合計 2 回の工程調査を行うこととなります。

工程調査で早期に許可内容への適合を確認することで、施工間違い等による工事の手戻りを起こさないとともに、浸水に対して安全な建築物の建築の確保および違反建築物の防止をしようとするものです。

条例による工程調査の時期が建築基準法に基づく中間検査・完了検査と同時に行えるような場合にあっては、建築主事または指定確認検査機関と連携・調整し、建築主等の負担軽減を図ることとします。

また、第 2 項による工程調査適合証の写しを建築基準法の完了検査申請書に添付することにより、建築基準法の完了検査の円滑化に資することとしています。

なお、本条の報告を怠り、または虚偽の報告をした者に対する過料の規定（第 43 条）を設けています。

【条例施行規則】

（指定工程完了届）

第 18 条 条例第 19 条第 1 項の規定による届出は、指定工程完了届（別記様式第 7 号）により行うものとする。

（工程調査適合証）

第 19 条 条例第 19 条第 2 項の工程調査適合証は、別記様式第 8 号とする。

第 20 条（工事廃止届）

（工事廃止届）

第 20 条 第 14 条第 1 項または第 17 条第 1 項の許可を受けた建築主は、当該許可に係る建築物の工事を廃止したときは、遅滞なく、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならない。

【趣旨】

本条例に基づき許可を受けた建築物について、工事を廃止した場合における届出義務を定めたものです。

解説

本条の報告を怠り、または虚偽の報告をした者に対する過料の規定（第 43 条）を設けています。

【条例施行規則】

（工事廃止届）

第 20 条 条例第 20 条の規定による届出は、工事廃止届（別記様式第 9 号）により行うものとする。

第 21 条（報告の徴収）

（報告の徴収）

第 21 条 知事は、この章の規定の施行に必要な限度において、建築物の所有者、管理者もしくは占有者、建築主、設計者、工事監理者または工事施工者（次条において「建築物の所有者等」という。）に対して、建築物の敷地、構造もしくは用途または建築物に関する工事の計画もしくは施工の状況に関する報告を求めることができる。

【趣旨】

第 21 条は、条例第 5 章の建築制限等の規定の施行に必要な限度において知事に報告請求権を付与したものであり、報告を求める相手方および報告を求める事項について規定したものです。

【解説】

建築基準法では、特定行政庁および建築主事等は、工事の計画もしくは施工状況に関する報告を求めることができる規定（建築基準法第 12 条第 5 項）が定められていることから、本条例においても同様の規定を定めたものです。

違反が疑われる建築物に関しては、県はこの規定に基づき文書により報告の提出を求め、提出された内容に基づき条例の適合性について県が審査・判断し、必要に応じて改善を求める指導を行うこととなります。

なお、本条の報告を怠り、または虚偽の報告をした者に対する過料の規定（第 43 条）を設けています。

第 22 条（立入検査）

（立入検査）

第 22 条 知事は、この章の規定の施行に必要な限度において、その職員に、建築物、建築物の敷地もしくは建築工事場に立ち入らせ、建築物、建築物の敷地、設計図書その他建築物に関する工事に関係がある物件を検査させ、または建築物の所有者等に対し必要な事項について質問させることができる。ただし、住居に立ち入る場合においては、あらかじめ、その居住者の承諾を得なければならない。

【趣旨】

第 22 条は、県職員に、条例第 5 章の建築制限等の規定の施行に必要な限度における立ち入り、検査および質問の権限を認めたものです。

立ち入ることのできる場所は、建築物、敷地または建築工事現場です。ただし、住居に立ち入る場合は、あらかじめ、居住者の承諾が必要としています。

【解説】

建築基準法においても、県職員等に立ち入りができる規定（建築基準法第 12 条第 7 項）が定められていることから、本条例においても同様の規定を定めたものです。

なお、本条の規定による検査を拒み、妨げもしくは忌避した者、または、本条の規定による質問に対して答弁せず、もしくは虚偽の答弁をしたものに対する過料の規定（第 43 条）を設けています。

第 23 条（身分証明書の提示等）

（身分証明書の提示等）

第 23 条 第 19 条第 2 項および前条の規定により建築物、建築物の敷地または建築工事場に立ち入る職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

2 第 19 条第 2 項および前条の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

【趣旨】

第 19 条第 2 項の規定による工程調査および第 22 条の規定による立入検査を行う職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならないことを規定したものです。

また、これらの調査・検査の権限は、あくまで流域治水条例の施行のために必要な範囲で行われるものであり、犯罪捜査のために認められたものではないことを明記しました。

【解説】

建築基準法においても、身分を示す証明書を携帯し、提示しなければならない規定（建築基準法第 13 条）が定められていることから、本条例においても同様の規定を定めたものです。

【条例施行規則】

（身分証明書）

第 21 条 条例第 23 条第 1 項の証明書は、身分証明書（別記様式第 10 号）とする。

第 24 条（区域区分に関する都市計画の決定または変更）

（区域区分に関する都市計画の決定または変更）

第 24 条 県は、都市計画法第 15 条第 1 項第 2 号に掲げる区域区分に関する都市計画を同法第 18 条第 1 項（同法第 21 条第 2 項において準用する場合を含む。）の規定により決定し、または変更するときは、10 年につき 1 回の割合で発生するものと予想される降雨が生じた場合における想定浸水深が 0.5 メートル以上である土地の区域（都市計画法施行令（昭和 44 年政令第 158 号）第 8 条第 1 項第 1 号に規定する土地の区域を除く。）を、新たに同法第 7 条第 2 項に規定する市街化区域に含めないものとする。ただし、浸水による県民の生命、身体および財産に対する著しい被害の発生を防止するための対策が講じられ、または確実に講じられると見込まれる場合は、この限りでない。

【趣旨】

県が都市計画法の規定に基づき都市計画を決定し、または変更する場合に、10 年確率降雨時における想定浸水深が 0.5 メートル以上となる土地の区域については、原則として新たに市街化区域に含めないことを規定したものです。ただし、浸水による県民の生命、身体および財産に対する著しい被害の発生を防止するための対策が講じられ、または確実に講じられると見込まれる場合は、水害リスクに対する安全が確保されることから、市街化区域に含めることができることとしています。

【解説】

都市計画法では、第 7 条において「都市計画区域について無秩序な市街化を防止し、計画的な市街化を図るため必要があるときは、都市計画に、市街化区域と市街化調整区域との区分（区域区分）を定めることができる。」とされ、都市計画法第 15 条では、区域区分に関する都市計画は都道府県が定めるものとされています。

市街化区域とは、「すでに市街化を形成している区域及びおおむね十年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域」（都市計画法第 7 条第 2 項）とされています。

市街化区域を定める技術的基準として、原則として、溢水、湛水、津波、高潮等による災害の発生のおそれのある土地の区域を含まないもの（都市計画法施行令第 8 条第 1 項第 2 号ロ）とされています。

この「溢水、湛水、津波、高潮等による災害の発生のおそれのある土地の区域」は、「おおむね 60 分雨量強度 50mm 程度の降雨を対象として河道が整備されないものと認められる河川のはんらん区域及び 0.5m 以上の湛水が予想される区域」に該当する区域であることが、「都市計画法による市街化区域および市街化調整区域の区域区分と治水事業との調整措置等に関する方針について（昭和 45 年 1 月 8 日建設省都計発第 1 号、建

設省河都発第1号建設省都市局長、建設省河川局長基本通達）」（現在は技術的助言）において示されています。

滋賀県においては、想定浸水深に関する情報を整備し、60分雨量強度50mmの降雨（滋賀県では10年に一度程度発生する降雨）で0.5m以上浸水すると想定される区域が明らかとなったことから、その基準を本条に明記し、水害リスクに配慮した都市計画を推進しようとするものです。

本条の規定が適用されるのは、区域区分を定める都市計画区域（現在は大津湖南都市計画区域、彦根長浜都市計画区域、近江八幡八日市都市計画区域および甲賀都市計画区域の四都市計画区域）です。

また、市町の定める都市計画（用途地域等）については、同法第19条の規定により都市計画決定に当たって、「あらかじめ、都道府県知事に協議し、その同意を得なければならない」とされてきましたが、「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」により、市の定める都市計画については平成23年8月に同意が不要となり、町の定める都市計画については令和2年6月に同意が不要とされたところです。

地方分権の観点から、県の直接的な関与は望ましくありませんが、協議時に想定浸水深を考慮した土地利用を求めるなど、市町と連携し、水害リスクに配慮したまちづくりを進めていきます。

ただし書および括弧書き

市街化調整区域から市街化区域に変更する場合などにおいて、市街化区域の決定または変更後の土地利用計画が、盛土等により想定浸水深が0.5m以下となる場合や周辺河川の整備により想定浸水深が低下する場合など、水害リスクが回避されるときは、都市計画法施行令第8条第1項第2号口の「溢水、湛水、津波、高潮等による災害の発生のおそれのある土地の区域」には該当しないものと判断することとします。

また、水害リスクが高い土地の区域であっても、既に市街地を形成している市街化区域については上記通達に基づき、市街化調整区域への変更の対象としないことを本条括弧書きの部分で規定しています。

【関係法令】

都市計画法（昭和43年法律第100号）

（区域区分）

第7条 都市計画区域について無秩序な市街化を防止し、計画的な市街化を図るため必要があるときは、都市計画に、市街化区域と市街化調整区域との区分（以下「区域区

分」という。)を定めることができる。ただし、次に掲げる都市計画区域については、区域区分を定めるものとする。

(1)～(2) 略

2 市街化区域は、すでに市街地を形成している区域及びおおむね 10 年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域とする。

3 市街化調整区域は、市街化を抑制すべき区域とする。

(都市計画を定める者)

第 15 条 次に掲げる都市計画は都道府県が、その他の都市計画は市町村が定める。

(1) 略

(2) 区域区分に関する都市計画

(3)～(7) 略

2～4 略

(都道府県の都市計画の決定)

第 18 条 都道府県は、関係市町村の意見を聴き、かつ、都道府県都市計画審議会の議を経て、都市計画を決定するものとする。

2～4 略

(都市計画の変更)

第 21 条 1 略

2 第 17 条から第 18 条まで及び前 2 条の規定は、都市計画の変更(第 17 条、第 18 条第 2 項及び第 3 項並びに第 19 条第 2 項及び第 3 項の規定については、政令で定める軽易な変更を除く。)について準用する。この場合において、施行予定者を変更する都市計画の変更については、第 17 条第 5 項中「当該施行予定者」とあるのは、「変更前後の施行予定者」と読み替えるものとする。

都市計画法施行令(昭和 44 年政令第 158 号)

(都市計画基準)

第 8 条 区域区分に関し必要な技術的基準は、次に掲げるものとする。

(1) 既に市街地を形成している区域として市街化区域に定める土地の区域は、相当の人口及び人口密度を有する市街地その他の既成市街地として国土交通省令で定めるもの並びにこれに接続して現に市街化しつつある土地の区域とすること。

(2) おおむね 10 年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域として市街化区域に定める土地の区域は、原則として、次に掲げる土地の区域を含まないものとする。

イ 当該都市計画区域における市街化の動向並びに鉄道、道路、河川及び用排水施設の整備の見通し等を勘案して市街化することが不適當な土地の区域

ロ 溢水、湛水、津波、高潮等による災害の発生のおそれのある土地の区域

ハ～ニ 略

(3) 略

2 略

【技術的助言】（参考）

「都市計画法による市街化区域および市街化調整区域の区域区分と治水事業との調整措置等に関する方針について」（昭和45年建設省都市局長・河川局長通達）
抜粋

昭和45年1月8日

建設省都計発第1号

建設省河都発第1号

各都道府県知事あて

都市計画法による市街化区域および市街化調整区域の区域区分と
治水事業との調整措置等に関する方針について（基本通達）

建設省都市局長

建設省河川局長

都市計画法(昭和43年法律第100号。以下「法」という。)の施行に伴い、無秩序な市街化を防止し、計画的な市街化を図るため、一定の都市計画区域について、これを区分して市街化区域と市街化調整区域とを定めることとなったが、これらの区域の設定と治水事業との調整措置等に関する方針を別添のように定めたので、これに関する事案の処理にあたっては、この方針に従って措置されるようお願いする。

別紙

都市計画法による市街化区域および市街化調整区域の

区域区分と治水事業との調整措置等に関する方針

第1 河川及び防災施設の都市計画について

河川及び防災施設は市街地の災害防止上の観点からのみならず、周辺の土地利用及び他の都市施設に与える影響が大きいため、積極的に都市計画決定するものとし、とくに市街化区域内においては、道路、公園、下水道、住居地域内の義務教育施設と同様、少なくともこれらの施設を都市計画決定するよう努めるものとする。都市計画の案の作成にあたっては、周辺の土地利用の現況及び将来を勘案し、道路、公園等の他の都市施設との調和がとれ、都市環境の改善に寄与するよう十分留意するものとする。

第2 すでに市街地を形成している区域に係る治水事業について

すでに市街地を形成している区域は、すべて市街化区域に含まれることになるので、治水担当部局は当該区域において将来溢水、湛水、津波、高潮等による災害が発生することがないように必要な措置を講ずることに努めることとする。

第3 おおむね10年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域の設定と治水事業等との調整について

おおむね10年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域として市街化区域に定める土地の区域の設定に当たっては、都市計画担当部局と治水担当部局とはあらかじめ十分協議し、都市計画の案を作成するものとする。

この場合次の各項のいずれかに該当する区域は、都市計画法施行令第8条第2号ロに規定する「溢水、湛水、津波、高潮等による災害発生のおそれのある土地の区域」又は同号ニに規定する「水源を涵養し、土砂の流出を防備する等のため保全すべき土地の区域」とみなし、原則として市街化区域に含めないものとする。

ただし、当該区域を市街化区域に含めないこととした場合、市街化区域の必要規模の確保、当該都市の発展の動向、都市施設の配置の状況、計画的市街地開発の見通し等からみて、適正な市街化区域の設定上支障があると認められるときは、当該区域を市街化区域に含めることとした場合における必要な治水事業等の計画の内容の変更、都道府県等の単独費の投入、都市計画事業及び開発行為の施行者に対する治水事業費等の費用負担及び立替え等の災害防止のための具体的措置について検討したうえ市街化区域に含めることができるものとする。この場合においては、「市街化区域、市街化調整区域の整備、開発、保全の方針」において当該河川等の整備についての方針を定めるものとする。

- (1) 昭和44年度末の河川、海岸および砂防施設の状態並びに都道府県建設省所管施設整備基本計画による中期計画（昭和50年）及び長期計画（昭和60年）より、昭和55年度末における河川、海岸および砂防施設等の妥当な整備状況（以下「昭和55年の治水施設等の整備状況」という。）を想定し、おおむね60分雨量強度50mm程度の降雨を対象として河道が整備されないものと認められる河川のはらん区域及び0.5m以上の湛水が予想される区域
- (2)～(5) 略

第 25 条（盛土構造物の設置等に対する配慮等）

（盛土構造物の設置等に対する配慮等）

第 25 条 氾濫原において道路、鉄道その他の規則で定める施設と相互に効用を兼ねる大規模な盛土構造物の設置、改変または撤去（以下「設置等」という。）をしようとする者は、当該盛土構造物の設置等によりその周辺の地域において著しい浸水被害が生じないように配慮しなければならない。

2 知事は、前項の盛土構造物の設置等によりその周辺の地域において著しい浸水被害が生じるおそれがあると認めるときは、当該盛土構造物の設置等をしようとする者に対し、浸水被害を回避し、または軽減するために必要な措置を講ずることを求めることができる。

【趣旨】

第 25 条第 1 項

第 1 項では、道路、鉄道等（鉄道事業法による鉄道および軌道法による軌道）の施設と相互に効用を兼ねる大規模な盛土構造物の設置等に対する配慮を規定しています。

浸水が発生する区域で、道路や鉄道等を盛土で整備した場合には、盛土の上流側では、盛土によって水がせき止められて、浸水深が深くなることとなります。

このような場合は、例えば、盛土構造物に流水が通過する空間（ボックスカルバート等）を設置することにより、上流側での悪影響を低減させることができることから、盛土構造物の設置、改変や撤去を行う場合に、周辺の地域において著しい浸水被害が生じないように、配慮する義務を定めたものです。

第 25 条第 2 項

第 2 項では、周辺の地域に著しい浸水被害が生じるおそれがある盛土構造物の設置等が行われると知事が認めた場合、その設置者に対し、浸水被害の回避・軽減のための必要な措置を求めることを定めたものです。

【解説】

第 25 条第 1 項

大規模な盛土構造物は、氾濫流に大きな影響を与えることから、道路および鉄道等を対象に、大規模な盛土構造物の設置、改変または撤去について、その周辺の地域において著しい浸水被害が生じないように配慮義務を規定しています。

面的に土地を造成した場合のように、道路および鉄道等以外にも大規模な盛土構造物は考えられますが、以下の理由により、道路および鉄道等に限定しています。

- ① 特に道路、鉄道等については影響する範囲が大きくなること。
- ② 道路、鉄道等の公共的な構造物の設置に当たっては、周辺の想定浸水深への悪影響を抑えるため、特に配慮する必要性が高いこと。
- ③ 道路、鉄道等の線的な整備を行う構造物については、避溢橋構造への変更やボックスカルバートの設置などにより想定浸水深への悪影響を低減させることが可能であること。

第25条第2項

大規模な盛土構造物の設置等がされる場合は、県は、設置等に伴う周辺地域への影響を評価し、著しい浸水被害が生じるおそれがあると認めるときは、当該盛土構造物の設置等をしようとする者に対し、浸水被害を回避し、または軽減するために必要な措置を講ずることを求めることができると規定したものです。

【条例施行規則】

(規則で定める施設)

第22条 条例第25条第1項の規則で定める施設は、次に掲げる施設とする。

- (1) 道路法（昭和27年法律第180号）第2条第1項に規定する道路その他の道路
- (2) 鉄道事業法（昭和61年法律第92号）による鉄道および軌道法（大正10年法律第76号）による軌道

第6章 浸水に備えるための対策

第26条（避難に必要な情報の伝達体制の整備等）

（避難に必要な情報の伝達体制の整備等）

第26条 県は、浸水被害が発生し、または発生するおそれがある場合における県民の迅速かつ円滑な避難を確保するため、知事が管理する河川について保有する水位、雨量等に関する情報および洪水に関する予報または警報に関する情報（以下「河川の水位等に関する情報」という。）を市町および県民に的確かつ迅速に伝達するために必要な体制の整備その他必要な措置を講ずるものとする。

【趣旨】

浸水被害が発生する場合における県民の迅速かつ円滑な避難を確保するため、県が観測している水位・雨量情報や県と気象台による洪水予報に関する情報を、市町および県民に的確かつ伝達できる体制の整備を講ずることについて定めたものです。

【解説】

災害対策基本法第40条に基づく滋賀県地域防災計画、水防法第7条に基づく滋賀県水防計画に位置づけられた各種施策に、流域治水基本方針を反映させるほか、流域治水条例において、水防法に定めるものに加えて行う情報伝達体制の充実について規定するものです。

県は、水防法に基づき、洪水時には水防法第11条に規定される指定河川について、洪水予報および洪水警報を一般に周知していますが、指定河川の他にも、県内の河川の水位、雨量等について、滋賀県土木防災情報システムにより逐次市町・県民等へ情報提供を行っています。

関連法令

水防法（昭和24年6月4日法律第193号）

（都道府県知事が行う洪水予報）

第十一条 都道府県知事は、前条第二項の規定により国土交通大臣が指定した河川以外の流域面積が大きい河川で洪水により相当な損害を生ずるおそれがあるものとして指定した河川について、洪水のおそれがあると認められるときは、気象庁長官と共同して、その状況を水位又は流量を示して直ちに都道府県の水防計画で定める水防管理者及び量水標管理者に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。

2 都道府県知事は、前項の規定による指定をしようとするときは、気象庁長官に協議

するものとする。

第 27 条（市町への必要な支援）

（市町への必要な支援）

第 27 条 県は、市町に対し、避難場所および避難の経路その他住民の迅速かつ円滑な避難を図るための事項の検討その他市町が行う浸水被害の回避または軽減に関する対策の検討に資するため、想定浸水深に関する情報その他必要な情報の提供、技術的助言その他の必要な支援を行うものとする。

【趣旨】

県が、避難場所や避難経路などの住民の迅速かつ円滑な避難を確保するための事項の検討や、浸水被害を回避・軽減するための対策の検討のために、市町に対し、必要な情報提供等の支援を行うことを定めたものです。

【解説】

市町が作成する洪水ハザードマップでは、避難場所が浸水する、避難経路が明示されていない等の課題がみられ、また、避難情報の発令区域や発令時期等については、判断が難しく多くの市町でこれらが課題であると認識されています。

このことから、市町に対し、県が想定浸水深に関する情報提供や、技術的助言等の支援を行うことを定めたものです。

これにより、避難場所が存在する付近の浸水深や様々な規模の降雨時の浸水深図や浸水深の時系列変化等の情報を提供し、避難場所の見直しや避難基準の明確化等、県で支援できる情報提供や技術的助言を行うことにより、市町および地域の防災力向上を目指した取り組みを進めます。

市町への情報提供については、滋賀県防災情報マップのダウンロードページにおいて洪水浸水想定区域図や地先の安全度マップに関するデータを提供しています。市町ではこれらの情報を使って洪水ハザードマップを作成され、住民へ配布されています。

なお、これまで洪水浸水想定区域図は、水防法に基づき国および県で一定規模以上の河川の氾濫域について作成してきましたが、令和 3 年 5 月の水防法改正により、周辺に住宅等の防護対象のあるすべての一級河川が作成対象に追加されたことから、今後、県内の一級河川約 440 河川の氾濫域についても洪水浸水想定区域図を作成することになり、これを基に市町は洪水ハザードマップを更新することになります。

第 28 条（浸水時における避難等）

（浸水時における避難等）

第 28 条 県民は、浸水被害を回避し、または軽減するため、日常生活において、避難場所および避難の経路、家族等との連絡方法その他浸水が発生した際にとるべき行動を確認するよう努めなければならない。

2 県民は、浸水被害が発生するおそれがある場合において、河川の水位等に関する情報および避難の勧告等に関する情報に留意するとともに、状況に応じた的確に避難するよう努めなければならない。

【趣旨】

県民による浸水に備えるための努力義務を定めたものです。

第 1 項では、日ごろから行っておく避難場所や避難経路などの確認について規定し、第 2 項では、非常時において、河川の水位・雨量等に関する情報や避難勧告等に十分留意し、状況に応じた的確に避難するよう努めることを規定したものです。

【解説】

甲良町を除く 18 市町で洪水ハザードマップを作成され、各戸に配布されていますが、これらの情報を理解している住民は少なく、社会構造の変化や、近年大規模な水害が発生していないこと等による住民の危機意識や地域防災力の低下が懸念されています。

そこで、第 1 項で行政から提供する情報を自助・共助による浸水被害軽減に結びつけるため、県民は日頃から国、県、市町が公表した情報を取得するよう努めるよう定めたものです。

取得する情報は、例えば、洪水ハザードマップに記載されている避難場所や避難経路です。これには緊急時における家族等の連絡先や連絡方法を確認することも含まれます。

また、第 2 項で、県民は、洪水等により浸水被害が発生するおそれがある場合は、県が土木防災情報システム等で公表している河川の水位や雨量等の情報に留意し、市町等が発表する避難準備情報、避難勧告および避難指示に関する情報を把握し、安全を確保するよう努めなければならないと定めています。

第 29 条（宅地または建物の売買等における情報提供）

（宅地または建物の売買等における情報提供）

第 29 条 宅地建物取引業法（昭和 27 年法律第 176 号）第 2 条第 3 号に規定する宅地建物取引業者は、同法第 35 条第 1 項に規定する宅地建物取引業者の相手方等に対して、その者が取得し、または借りようとしている同法第 2 条第 1 号に規定する宅地または建物に関し、その売買、交換または貸借の契約が成立するまでの間に、当該宅地または建物が所在する地域の想定浸水深および水防法（昭和 24 年法律第 193 号）第 14 条第 1 項に規定する浸水想定区域に関する情報を提供するように努めなければならない。

【趣旨】

浸水等の危険を知らずに住みはじめることのないように、宅地または建物の売買等の取引時に、宅地建物取引業者から相手方に対して、想定浸水深および洪水浸水想定区域に関する情報を提供するように、努力規定を設けたものです。

【解説】

宅地建物取引業法第 35 条の規定に基づき、宅地建物取引業者には、宅地または建物の売買等において、取引の判断に重要な影響を及ぼす事項を「重要事項」として、宅地建物取引主任者から相手方に対して説明することが義務付けられています。

これまでは、水害リスク情報を図示した想定浸水深や洪水浸水想定区域図は、宅地建物取引業法第 35 条に規定する「重要事項」には含まれておらず、転居や建替え、不動産取引時などにおいて、水害に対する十分な備えができず、結果として被害が助長されることが懸念されていました。

そこで、浸水等の危険を知らずに住みはじめることのないように、宅地または建物の売買等の取引時に、宅地建物取引業者から相手方に対して、想定浸水深および洪水浸水想定区域に関する情報を提供するように、努力規定を設けたものです。

令和 2 年 7 月には、宅地建物取引業法施行規則が一部改正され、想定最大規模降雨の洪水浸水想定区域と水深が掲載されている市町ハザードマップを、「重要事項」として説明することが義務付けられましたが、想定浸水深や計画規模の洪水浸水想定区域は対象外であることから、本条項の努力規定が適用されます。

なお、条例第 13 条の規定により指定された浸水警戒区域については、建築基準法第 39 条に基づく災害危険区域となり、建築制限が及ぶことから、宅地建物取引業法第 35 条に規定する「重要事項」として説明義務が生じることとなります。

【関係法令】

宅地建物取引業法（昭和 27 年法律第 176 号）

（重要事項の説明等）

第 35 条 宅地建物取引業者は、宅地若しくは建物の売買、交換若しくは貸借の相手方若しくは代理を依頼した者又は宅地建物取引業者が行う媒介に係る売買、交換若しくは貸借の各当事者（以下「宅地建物取引業者の相手方等」という。）に対して、その者が取得し、又は借りようとしている宅地又は建物に関し、その売買、交換又は貸借の契約が成立するまでの間に、取引主任者をして、少なくとも次に掲げる事項について、これらの事項を記載した書面（第五号において図面を必要とするときは、図面）を交付して説明をさせなければならない。

(1)～(13) 略

(14) その他宅地建物取引業者の相手方等の利益の保護の必要性及び契約内容の別を勘案して、次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該イ又はロに定める命令で定める事項

イ 事業を営む場合以外の場合において宅地又は建物を買ひ、又は借りようとする個人である宅地建物取引業者の相手方等の利益の保護に資する事項を定める場合 国土交通省令・内閣府令

ロ イに規定する事項以外の事項を定める場合 国土交通省令
2～9 略

宅地建物取引業法施行規則（昭和 32 年建設省令第 12 号）

（法第 35 条第 1 項第 14 号イの国土交通省令・内閣府令及び同号ロの国土交通省令で定める事項）

第 16 条の 4 の 3 法第 35 条第 1 項第 14 号イの国土交通省令・内閣府令及び同号ロの国土交通省令で定める事項は、宅地の売買又は交換の契約にあつては第 1 号から第 3 号の 2 までに掲げるもの、建物の売買又は交換の契約にあつては第 1 号から第 6 号までに掲げるもの、宅地の貸借の契約にあつては第 1 号から第 3 号の 2 まで及び第 8 号から第 13 号までに掲げるもの、建物の貸借の契約にあつては第 1 号から第 5 号まで及び第 7 号から第 12 号までに掲げるものとする。

(1)～(3) 略

(3 の 2) 水防法施行規則（平成 12 年建設省令第 44 号）第 11 条第 1 号の規定により当該宅地又は建物が所在する市町村の長が提供する図面に当該宅地又は建物の位置が表示されているときは、当該図面における当該宅地又は建物の所在地

(4)～(13) 略

水防法施行規則（平成 12 年建設省令第 44 号）

（洪水浸水想定区域の指定の際の明示事項）

第 2 条 法第 14 条第 3 項の国土交通省令で定める事項は、次に掲げる事項（同条第 1 項第 3 号又は第 2 項第 3 号に掲げる河川について洪水浸水想定区域の指定を行う場合にあっては、第 4 号に掲げる事項を除く。）とする。

- (1) 指定の区域
- (2) 浸水した場合に想定される水深
- (3)～(4) 略

（市町村地域防災計画において定められた事項を住民等に周知させるための必要な措置）

第 11 条 法第 15 条第 3 項の住民、滞在者その他の者（以下この条において「住民等」という。）に周知させるための必要な措置は、次に掲げるものとする。

(1) 第 2 条第 1 号及び第 2 号、第 5 条第 1 号及び第 2 号並びに第 8 条第 1 号及び第 2 号に掲げる事項を表示した図面に市町村地域防災計画において定められた法第 15 条第 1 項各号に掲げる事項（次のイ又はロに掲げる区域をその区域に含む市町村にあっては、それぞれイ又はロに定める事項を含む。）を記載したもの（電子的方式、磁氣的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録を含む。）を、印刷物の配布その他の適切な方法により、各世帯に提供すること。

イ～ロ 略

(2) 略

第 30 条（調査研究の推進等）

（調査研究の推進等）

第 30 条 県は、流域治水に関する最新の知見の把握に努めるとともに、浸水に関する記録（県民の浸水に関する体験の記録を含む。次条において同じ。）の収集その他流域治水に関する施策を効果的に実施するために必要な調査研究を推進し、その成果の普及に努めるものとする。

【趣旨】

流域治水に関する施策を効果的に実施するため、県は、想定浸水深など浸水被害の回避・軽減につながる流域治水に関する最新の情報の把握に努めるとともに、水害経験者への聞き取りなど浸水に関する記録（県民の浸水に関する体験の記録を含む。）の収集やその他流域治水に関する施策を効果的に実施するために必要な調査および研究を推進し、その成果の普及に努めなければならないことを規定したものです。

【解説】

現在、県が行っている調査研究等のうち主なものは次のとおりです。

① 流域治水に関する最新の情報の把握

県では、引き続き地先の安全度の精度向上に向け、地盤高や水路などの緒元データの収集更新と解析手法の改善等の取り組みを進めるとともに、地先の安全度の施策への活用等について、学識者等と幅広く意見交換を行い、調査研究に努めています。

② 浸水に関する記録の収集

県内の全自治会を対象に、平成 19 年度に実施した「地域防災力アンケート調査」において、約 800 の自治会で水害体験があり、そのうち、約 600 の自治会で体験者がいるとの回答が得られました。また、本県では、平成 25 年 9 月の台風 18 号災害を経験するまで、過去 40～50 年間、広範囲に及ぶ甚大な水害が発生せず、県内の水害記憶が風化するとともに県民の水害意識も低下しています。このような状況を踏まえ、県では、平成 21 年度から「見て分かる水害情報事業」により水害体験者に対して聞き取り調査を実施し、調査結果を県のホームページ「水害の記録と記憶」で情報発信し、水害体験や地域の知恵など貴重な情報を次世代に引き継いでいく取組を行っています。

第31条（教育、訓練等）

（教育、訓練等）

第31条 県は、前条の調査研究の成果等を踏まえ、県民が、浸水に関する記録、流域治水に関する最新の知見、地域において想定される浸水被害、浸水が発生した際にとるべき行動等に関する知識の習得を通じ、浸水が発生した際に迅速かつ適切な行動をとることができるようになることを目標として、学校教育その他の多様な機会を通じ、映像等を用いた効果的な手法を活用しつつ、浸水被害を回避し、または軽減するために必要な教育および訓練、意識の向上等に努めるものとする。

【趣旨】

県は、浸水発生時に県民が迅速かつ適切な行動をとることができるよう、学校教育や様々な機会を通じた教育や訓練等を行わなければならないことを規定したものです。

【解説】

本条は、県民の浸水が発生した際の迅速かつ適切な避難の確保や浸水に対する意識の向上を図るため、県は、学校教育やその他多様な機会を捉え、時系列で浸水状況を立体画像で表現したバーチャルリアリティなどの映像等を用いた効果的な手法を活用しつつ、前条の調査研究等を踏まえ、浸水に関する記録および最新の知見、地域において想定される浸水被害、浸水が発生した際にとるべき行動等に関する教育および訓練、意識啓発に努めなければならないことを規定しています。

県は、浸水が発生した際の迅速かつ適切な避難の確保や浸水に対する県民の意識向上を図るため、以下の取組を行っています。

- ① 集落単位の避難計画の作成、想定浸水深や避難場所などの情報看板（まるごとまちごとハザードマップ）を地域に設置への支援
- ② 自治会等でのバーチャルリアリティを活用した出前講座や、水害図上訓練の実施
今後とも、県は、県民が日常生活でも水害を意識し、住まい方の工夫などの浸水被害対策や迅速かつ的確な自主避難ができるよう、住民と協働して、地先の安全度や避難場所に関する情報看板の設置等の取組を広げていきます。

また、県は、県民の水害に対する意識を高めるため、様々な機会に、出前講座や水害図上訓練を積極的に実施していきます。その際、地域の水害リスクを正しく伝え、浸水の際に適切かつ迅速な避難行動につながるよう、子どもからお年寄りまでが理解できるバーチャルリアリティなどの映像を活用します。

第 32 条（浸水被害の回避または軽減に関する学習等）

（浸水被害の回避または軽減に関する学習等）

第 32 条 県民は、浸水被害を回避し、または軽減するためには、県民一人ひとりが適切な対策を講ずることが重要であることを認識し、自ら浸水被害およびこれに対する適切な対策について学習するとともに、県、市町その他の団体が実施する訓練に自主的に参加するよう努めなければならない。

【趣旨】

第 32 条は、県民に対して、浸水被害の回避または軽減を図るためには、県民一人ひとりが適切な対策を講ずることが重要であることを認識し、自ら浸水被害およびこれに対する適切な対策について学習するとともに、県、市町、国その他の団体が実施する県民を対象とした訓練に自主的に参加するよう努めなければならないことを規定しています。

【解説】

県は、浸水被害の回避または軽減に関する学習等については、前条と同様に、次の取組を行っており、本条では県民に自主的に参加することを求めています。

- ① 自治会等での出前講座や、水害図上訓練の実施
- ② 集落単位の避難計画の作成、想定浸水深や避難場所などの情報看板（まるごとまちごとハザードマップ）の設置
- ③ 県や市町が主催する水防訓練への地域の消防団等の参加要請

水害に強い地域づくりのためには、上記の取り組みに参加するとともに、川沿いを歩いて川の状況を日常的に把握したり、川に関する生き物観察会など各種活動を実施したりするなど、川への関心を高める継続的な地域活動が必要です。また、地域で水害に関する研修会を開催し、地域の防災リーダー等を養成するなど次世代を担う人材育成に努める必要があります。

あわせて、訓練等を通じて、地域の消防団員等の水防技術の向上に努めるとともに、多様な組織との連携により、地域防災力を日頃から向上させる取組が必要です。

第 33 条（水害に強い地域づくり協議会）

（水害に強い地域づくり協議会）

第 33 条 県、関係行政機関および地域住民は、第 13 条第 1 項に規定する浸水警戒区域の指定に関する事項その他の地域における浸水被害の回避または軽減に関し必要な対策に関する事項について協議するため、水害に強い地域づくり協議会を組織することができる。

【趣旨】

現在、地域での水害時の避難方法などについて、地域住民、県、国、市町、学識経験者等が連携協力して取り組んでいる「水害に強い地域づくり協議会」について規定したものです。条例の制定を受けて、「水害に強い地域づくり協議会」は、浸水警戒区域の指定に関する事項について、あらかじめ地域の合意形成を図る大変重要な場となります。

【解説】

「水害に強い地域づくり協議会」は、地域住民、県、国、市町、学識経験者等が協働して、流域治水政策を推進するための組織であり、水害を着実に回避・軽減するため地域の特性に応じた対応策を取りまとめた「水害に強い地域づくり計画」を策定していきます。

この協議会は、本条例に基づく浸水警戒区域の区域指定を行うにあたっての前提となる地域の合意形成を図る大変重要な議論の場となります。

「水害に強い地域づくり計画」の策定に当たっては、まず、対象地域の住民、関係市町、県、学識者などで組織した協議会のワーキングを活用し、その中で、①県が行う河川整備の内容や、②地域の避難計画に加えて、③地先の安全度マップに基づく区域指定の考え方と指定方法、④改築時の嵩上げなどの耐水化手法、⑤避難場所の設置計画など、安全な住まい方のルールについて議論を重ね、合意形成を図ります。

条例第 13 条の規定による浸水警戒区域の指定は、このような地域の合意形成の下で策定された「水害に強い地域づくり計画」に基づいて行うこととなります。

具体的な手続は、条例第 13 条に規定するとおり、区域指定の案を県が作成し、公告と縦覧を行い、さらに、市町長および「滋賀県流域治水推進審議会」の意見を聴いた上で、区域図と区域内の想定水位を告示することによって区域指定は完了します。

条例上は、本協議会は「水害に強い地域づくり計画」の策定を当面の使命としていますが、区域指定に向けた検討に限らず、水害リスクに応じて各地域で展開される水害に強い地域づくりが、自助・共助の下で着実に実現し、継承され、実際に水害が起きた時に命を守る仕組みが発動されるよう、住民目線でフォローアップしていく使命も担う組織となります。

＜水害に強い地域づくり協議会と浸水警戒区域指定の手続の流れ＞

水害に強い地域づくり協議会の進め方について
(浸水警戒区域指定までの流れ)



協議会の構成



第 34 条（県民相互の連携等）

（県民相互の連携等）

第 34 条 県民は、相互に連携し、または流域治水に資する活動を行う団体を組織する等の方法により、協働による流域治水の推進に取り組むよう努めなければならない。

2 県は、前項の規定による取組への県民の積極的な参加を促進するとともに、県民または流域治水に資する活動を行う団体に対して、情報の提供、交流の機会の提供その他の必要な支援を行うものとする。

【趣旨】

第 34 条第 1 項

県民が相互に連携して、地域や各種団体、グループ等で日頃からの活発なコミュニケーション、祭り等催しへの参加、サークルなど地域防災力の向上のための取組や、流域治水に資する自主的な防災活動を行う団体を組織（自主防災組織）し、協働による流域治水に取り組むよう努めるものとするを規定しています。

第 34 条第 2 項

県は、水防活動の応援・避難所の相互利用・物資の支援など自主防災組織等の団体間の連携体制の整備を意識した交流の場の提供や、情報交換できるフォーラムの開催（「淡海の川づくりフォーラム」）など流域治水の取組が円滑かつ効果的に推進されるような施策を行うものとするを規定しています。

第7章 滋賀県流域治水推進審議会

第35条（滋賀県流域治水推進審議会）

（滋賀県流域治水推進審議会）

第35条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、知事の附属機関として、滋賀県流域治水推進審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

2 審議会は、第13条第5項に規定する事項を調査審議するほか、知事の諮問に応じ、流域治水の推進に関する事項を調査審議するものとする。

3 審議会は、前項の調査審議を行うほか、流域治水の推進に関する事項に関し、知事に意見を述べることができる。

【趣旨】

区域指定にあたって、全県的なバランスを考慮し、客観的な立場から評価いただきながら、より公正・公平な判断ができるよう、学識経験者等による「滋賀県流域治水推進審議会」を知事の附属機関として設置するものです。

審議会の審議事項は、浸水警戒区域を指定するにあたり、客観的な立場から区域指定の必要性や妥当性を審議いただく他、流域治水の推進に関する事項を調査審議いただきます。

水害に強い地域づくり協議会において、地域における浸水対策や区域指定の考え方や指定方法等を含めた安全な住まい方のルールについて合意形成を行うこととしていますが、具体的な権利制限の根拠となる区域指定に際して、さらに審議会において学識経験者等に客観的な立場から審議いただくものです。

【関係法令】

地方自治法（昭和22年法律第67号）

第138条の4 1～2 略

3 普通地方公共団体は、法律又は条例の定めるところにより、執行機関の附属機関として自治紛争処理委員、審査会、審議会、調査会その他の調停、審査、諮問又は調査のための機関を置くことができる。ただし、政令で定める執行機関については、この限りでない。

第 36 条（審議会の組織等）

（審議会の組織等）

第 36 条 審議会は、委員 15 人以内で組織する。

- 2 委員は、流域治水に関し学識経験を有する者その他知事が適当と認める者のうちから知事が任命する。
- 3 委員の任期は、2 年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 委員は、再任されることを妨げない。
- 5 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。
- 6 審議会は、その定めるところにより、部会を置くことができる。
- 7 前各項に定めるもののほか、審議会の組織および運営に関し必要な事項は、規則で定める。

【趣旨】

流域治水推進審議会の組織等について定めるものです。

審議会の委員構成については、以下の者から任命することを想定しています。

① 学識経験者

区域指定に際し、関連する幅広い学識分野から委員に就任いただきます。

② 知事が適当と認める者

学識経験者以外に必要な委員を選定する場合を想定しています。なお、学識経験者等に客観的な立場から審議いただくという審議会の趣旨から、公募委員の選定は想定していません。

【条例施行規則】

（審議会の会長）

第 23 条 審議会に会長を置き、委員の互選によって定める。

- 2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 3 会長に事故があるとき、または会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

（会議）

第 24 条 審議会の会議は、会長が招集する。

- 2 会長は、審議会の議長となる。
- 3 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決をすることができない。

4 審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部会)

第 25 条 条例第 36 条第 6 項の規定により部会が置かれた場合における部会に属すべき委員は、会長が指名する。

2 部会に部会長を置き、部会に属する委員の互選によって定める。

3 部会長は、部会の事務を掌理し、部会を代表する。

4 部会長は、特別の事項に関する調査審議が終了したとき、または会長が求めるときは、その結果または経過を会長に報告しなければならない。

5 審議会は、その定めるところにより、部会の議決をもって審議会の議決とすることができる。

6 前条の規定は、部会について準用する。この場合において、同条第 1 項および第 2 項中「会長」とあるのは、「部会長」と読み替えるものとする。

(関係者の出席)

第 26 条 会長および部会長は、審議会および部会の議事に関して必要があるときは、関係者の出席を求めて、その説明を受け、または意見を聴くことができる。

(庶務)

第 27 条 審議会の庶務は、土木交通部流域政策局において処理する。

(雑則)

第 28 条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

第8章 雑則

第37条（財政上の措置）

（財政上の措置）

第37条 県は、流域治水に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

【趣旨】

県は、流域治水に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずることを明らかにしています。

【解説】

流域治水に関する施策では、新たに浸水警戒区域における既存建築物の建て替えや改築に関する助成を行うこととしており、条例において、必要な財政上の措置の努力義務を明記したものです。

流域治水条例では、「川の中の対策」いわゆる河川の整備を洪水による河川等の氾濫を防ぐための基幹的な対策として位置付けており、条例を制定した平成26年度当初予算では、「河道拡幅などの河川改修」や「堤防強化対策」に約61億円、「浚渫や護岸補修などの維持管理」に約26億円、計約87億円を計上したところです。平成25年度当初予算に対しては、約15億円を増額しており、川の中の対策についても重点的に取り組んでいるところです。

なお、令和4年度当初予算では、「河道拡幅などの河川改修」や「堤防強化対策」に約80億円、「浚渫や護岸補修などの維持管理」に約39億円、計約119億円となっています。

これらのほか、想定浸水深の更新、浸水警戒区域指定業務、河川水位等に関する情報伝達体制の整備などについて、必要な財政上の措置を行い、流域治水施策を推進することとしています。

第 38 条（施策の実施状況の報告）

（施策の実施状況の報告）

第 38 条 知事は、毎年度、流域治水に関する施策の実施状況を議会に報告しなければならない。

【趣旨】

流域治水に関する施策（ながす・ためる・とどめる・そなえる）に関する実施状況ついて、毎年度、議会への報告義務を定めるものです。

本条に定める定期的な報告以外でも、適宜、常任委員会等の場で議会への報告を行います。

第 39 条（市町条例との関係）

（市町条例との関係）

第 39 条 第 13 条から第 23 条までの規定は、市町が建築基準法第 39 条第 1 項および第 2 項の規定により、同条第 1 項の災害危険区域（出水による危険の著しい区域に限る。）の指定および同条第 2 項の住居の用に供する建築物の建築の禁止その他建築物の建築に関する制限で災害防止上必要なものに関する条例を定めている場合には、当該市町の区域においては、適用しない。

【趣旨】

市町が建築基準法第 39 条の災害危険区域制度（出水による危険の著しい区域に限る。）に関する条例を定めた場合に、当該市町の区域においては、県条例による災害危険区域制度の適用を除外するものです。なお、この場合、市町による規制の強弱は問わず、市町条例が適用されることとなります。

【関係法令】

建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）

（災害危険区域）

第 39 条 地方公共団体は、条例で、津波、高潮、出水等による危険の著しい区域を災害危険区域として指定することができる。

2 災害危険区域内における住居の用に供する建築物の建築の禁止その他建築物の建築に関する制限で災害防止上必要なものは、前項の条例で定める。

第 40 条（規則への委任）

（規則への委任）

第 40 条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

【条例施行規則】

（委任）

第 29 条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、知事が別に定める。

第9章 罰則

第41条・第42条（罰則）

（罰則）

第41条 次の各号のいずれかに該当する者は、20万円以下の罰金に処する。

- (1) 第14条第1項または第17条第1項（建築基準法第87条第2項の規定によりこれらの規定が準用される場合を含む。次号において同じ。）の規定に違反した者
- (2) 偽りその他不正の手段により第14条第1項または第17条第1項の許可を受けた者
- (3) 第16条第3項（第17条第3項において準用する場合を含む。）（建築基準法第87条第2項の規定により準用される場合を含む。）の規定に違反した者

第42条 法人の代表者または法人もしくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人または人の業務に関して、前条の違反行為をした場合においては、その行為者を罰するほか、その法人または人に対して同条の刑を科する。

【趣旨】

災害危険区域制度による建築制限について、建築基準法第107条の規定に基づき、条例に罰則規定を設けるものです。

現行の滋賀県建築基準条例第35条違反に対する罰則が20万円以下の罰金とされていることから、同様に、本条例による建築制限の違反に対する罰金を定めています。

本条の罰則および次条に定める過料については、条例付則第2項の規定により、当分の間、適用しないこととしています。

【解説】

浸水警戒区域の指定は、地域で話しあい、合意した上で「水害に強い地域づくり計画」をつくることを前提としています。

浸水計画区域内での住宅等の建築の際、知事の許可を受けなかった場合等は本条による罰則の対象となりますが、そもそも区域の指定は「水害に強い地域づくり計画」という地域のルールがあつてのことであり、地域のルールが守られている限り、罰則が適用されることは基本的にはないと考えたことから、付則第2項の規定により、当分の間、適用しないこととしています。

ただし、本条に基づく罰則は適用されないものの、本条例の建築制限は建築基準法の災害危険区域制度を利用していることから、地域で決めたルールを破って勝手に危険な住宅開発をするなどの悪質な行為が行われた場合には、建築基準法に定める罰則は適用される可能性があります。

その場合においても、罰則の適用前には、条例に基づく許可基準の審査や工程調査等の過程において県が指導を行うことから、罰則の適用は相当悪質なケースに限られると考えています。

【関係法令】

建築基準法（昭和25年法律第201号）

第107条 第39条第2項、第40条若しくは第43条第3項（これらの規定を第87条第2項において準用する場合を含む。）、第43条の2（第87条第2項において準用する場合を含む。）、第49条第1項（第87条第2項又は第88条第2項において準用する場合を含む。）、第49条の2（第87条第2項又は第88条第2項において準用する場合を含む。）、第50条（第87条第2項又は第88条第2項において準用する場合を含む。）、第68条の2第1項（第87条第2項又は第88条第2項において準用する場合を含む。）、第68条の9第1項（第87条第2項において準用する場合を含む。）又は第68条の9第2項の規定に基づく条例には、これに違反した者に対し、五十万円以下の罰金に処する旨の規定を設けることができる。

第 43 条（過料）

（過料）

第 43 条 次の各号のいずれかに該当する者は、5 万円以下の過料に処する。

- (1) 第 19 条第 1 項または第 20 条の規定による届出をせず、または虚偽の届出を行った者
- (2) 第 19 条第 2 項の規定による調査を拒み、妨げ、または忌避した者
- (3) 第 21 条の規定による報告をせず、または虚偽の報告をした者
- (4) 第 22 条の規定による立入検査を拒み、妨げ、もしくは忌避し、または同条の規定による質問に対して答弁をせず、もしくは虚偽の答弁をした者

【趣旨】

本条例に定める手続に違反した場合の過料の規定を設けるものです。

本条に定める過料については、前条と同様に、条例付則第 2 項の規定により、当分の間、適用しないこととしています。

【関係法令】

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）

第 14 条 1～2 略

3 普通地方公共団体は、法令に特別の定めがあるものを除くほか、その条例中に、条例に違反した者に対し、2 年以下の懲役若しくは禁錮、100 万円以下の罰金、拘留、科料若しくは没収の刑又は 5 万円以下の過料を科する旨の規定を設けることができる。

付則

付則第1項・第2項・第3項

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
- (1) 第29条の規定 公布の日から起算して6月を超えない範囲内において規則で定める日
- (2) 第5章（第13条から第23条までの規定に限る。）、第39条および第9章ならびに次項および付則第3項の規定 公布の日から起算して1年を超えない範囲内において規則で定める日
- 2 第9章の規定は、当分の間、適用しない。
- 3 滋賀県建築基準条例（昭和47年滋賀県条例第26号）の一部を次のように改正する。
- 第1条中「ついては」の右に「、他の条例に定めるもののほか」を加える。
- 第34条第1項中「出水（土石流を含む。）」を「土石流」に改める。

【趣旨】

付則第1項

本条例の施行期日を定めるものです。条例の項目ごとに施行期日を定めています。

- ① 公布日（平成26年3月31日）施行
- ②および③以外の部分
- ② 条例公布日から6か月以内に施行
- 条例第29条の規定
- 滋賀県流域治水の推進に関する条例の一部の施行期日を定める規則（平成26年滋賀県規則第47号）により、平成26年9月1日から施行
- ③ 条例公布日から1年以内に施行
- 第5章（第13条から第23条までの規定に限る。）、第39条および第9章ならびに付則第2項および付則第3項の規定
- 滋賀県流域治水の推進に関する条例の一部の施行期日を定める規則（平成27年滋賀県規則第13号）により、平成27年3月30日から施行

付則第2項

地元説明会において、浸水警戒区域における建築制限に関する罰則規定について、慎重な適用を求めるとご意見をたくさんいただいたことから、許可制度と一体不可分である

罰則ですが、その適用について慎重に検討した結果、本条例にかかる罰則については「当分の間、適用しない」ことを、付則に明文化したものです。

本条例の罰則が適用されない「当分の間」であっても、本条例の浸水警戒区域は、建築基準法に定める「災害危険区域」となりますので、本条例の規制に違反した場合は、建築基準法違反となり、建築基準法の罰則規定が適用される可能性があります。

なお、区域指定は、地域の合意形成の下で策定される「水害に強い地域づくり計画」を前提としたものです。地域で決めたルールを破って勝手に危険な住宅開発をするなどの悪質な行為が行われた場合に限り建築基準法の罰則が適用されることとなりますので、地域のルールが守られている以上、罰則が適用されることは、きわめて少ないと考えています。

付則第3項

本条例の制定に伴い、滋賀県建築基準条例について所要の改正を行うものです。本条例において、災害危険区域制度により出水に関する建築制限を行うことから、災害危険区域制度を定めている滋賀県建築基準条例から出水に関する災害危険区域制度の規定を削除するものです。

滋賀県建築基準条例（昭和47年滋賀県条例第26号）の改正内容（追加：アンダーライン、削除：訂正線）

（趣旨）

第1条 建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第39条の規定に基づく災害危険区域の指定およびその区域内における建築に関する制限ならびに法第40条および法第43条第2項の指定に基づく制限の附加ならびに法第56条の2第1項の規定に基づく日影による中高層の建築物の高さの制限の区域の指定については、他の条例に定めるもののほか、この条例の定めるところによる。

（災害危険区域）

第34条 法第39条第1項の規定による災害危険区域は、地すべり、~~出水（土石流を含む。）~~または急傾斜地（傾斜度が30度以上であつて、上端と下端との高低差が5メートル以上の土地をいう。）の崩壊により既存の建築物または将来建築される建築物に係る災害の発生する危険の著しい区域であつて、知事が指定するものとする。

2 知事は、前項の規定により災害危険区域を指定しようとするときは、あらかじめ、関係市町長の意見を聴かなければならない。

3 知事は、第1項の規定により災害危険区域を指定したときは、その旨を告示しなければならない。

4 第1項の規定による災害危険区域の指定は、前項の規定による告示によりその効力を生ずる。

5 前3項の規定は、災害危険区域の指定を解除する場合に準用する。

(建築の制限)

第35条 災害危険区域内においては、住居の用に供する建築物は建築してはならない。ただし、当該建築物の構造もしくは敷地の状況または急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第2条第3項に規定する急傾斜地崩壊防止工事の施行によりがけ崩れ等による被害を受けるおそれがないものとして知事が許可したときは、この限りでない。

(適用除外)

第36条の2 この条例の規定は、大津市の区域においては、適用しない。

2 略

(罰則)

第37条 第2条から第5条の2まで、第7条から第7条の5まで、第8条から第11条まで、第17条、第19条から第25条まで、第28条から第33条までまたは第35条の規定に違反した場合における当該建築物、工作物または建築設備の設計者（設計図書を用いずに工事を施工し、または設計図書に従わないで工事を施工した場合においては、その建築物、工作物または建築設備の工事施工者）は、20万円以下の罰金に処する。

2～3 略

「滋賀県流域治水の推進に関する条例（平成 26 年条例第 55 号）の解説」の改訂履歴

バージョン	作成年月	主な改訂内容
新規	平成 26 年 10 月 17 日	—
令和 5 年 改訂版	令和 5 年 3 月 31 日	<ul style="list-style-type: none"> ・平成 27 年の水防法改正において想定最大規模降雨の洪水浸水想定区域の指定が義務付けられたことによる内容の更新 ・水防法や建築基準法等の関係法令や条例、規則等の改正に伴う時点修正